

以上により、國分寺が創立以來寺域の移轉變更將又廢滅の事實は毫も認む可らざるなり、近年再建せる國分寺は舊來の礎石の上に建てられたるも此の礎石は天平時代のものにあらざるは其形式上差違あるにて知らる、又隱州視聽合紀にも再興の趣を載せたり、故に茲に所謂天平時代の國分寺存續とは其寺域を指したるにて建造物にあらず、建物は再建の事實を存す、然れども一旦廢滅せしものを再興せる意味にはあらず、誤解を避けんが爲めに此に附説す、

次は地名上より隱岐國分寺は島後池田存在のものなることを立證せん、由來地名は其地の史實を語る一史料なり、府敷アキといへば國府の敷地たることを表はし郡コホリといへば郡家の址たるを示すは獨り出雲のみにあらず、社寺地にもたとひ其建物存せざるも地名に其の遺址たることを貽すは普通の例にして隱岐國分寺の如きも亦其適例なり、然かも其寺名が字名に残る位にあらずして村名として残存せり、隱州視聽合紀島後の村名を挙げたる條に、

國分寺有寺故號之
今有稅置長

とあり、隱岐古記に

國分寺村 高百拾石貳斗九升八合

とあるを初めとして其他古記古文書に散見せり、人もし此村名は後世國分寺があるから稱せられし

といふならば將又反問せむ、古今の歴史を通じて隱岐全國內に國分寺なる名を負ふ地名何れにあるか、故に國分寺村名は古今を通じて國分寺のありしことを證する地理的旁證なり、

ニ、附説 島後國分寺には其寺域内山王權現社殿内に

(表) 後醍醐天皇神祇

(裏) 奉稱王城鎮守

と記されたる木札靈牌を祭れり、此は其物の時代色より鑑定せば數百年所を経たること明なり、其儀を祇と誤書し天皇を王城鎮守なる文字(京師に鎮ります天皇の義)を用ひし等古雅淳樸の風を表はせり、

次は島前別府に存する黒木神社に付て一言すべし、明細帳によれば此社の創立不明にして以前は後醍醐天皇御社或は黒木御社と稱せしを明治五年十月黒木神社と改稱同年同月攝社となれる由見えたり、隱岐の神社は延喜式神名帳の外隱州神名帳なるものを傳ふ、此帳に載せられたる知夫郡の神社は十五社にして黒木神社の名なし、然し此社帳が元弘以前に編纂せられたりとせば記載なきも當然なれども黒木神社は寛文七年十月編の隱州視聽合紀にも載せられず、隱岐古記にも別府村の條に寺塔四字と神社三社のみ載せられ黒木神社なるものなし、故に黒木神社の創立は近代のものと思む

るの外なし、

ホ、黒木行在所傳説

島前黒木を行在所と記したる尤も古き資料は隱州視聽合紀にして此書別

府の條に、

府より北の山崎を黒木と云、傳に曰く昔後醍醐天皇姑く狩し玉へる所なり故今に至て黒木皇居

と云、

とあるを初めとす、此書の編纂年代を檢するに其の序文に、

丁未之季秋八月奉命到隱州、自島前渡島後、巡見究郷遠井、布令於道路也云々、乃積到若干

卷、號曰州視聽合紀、吁東野人之語難信、肉眼之所遠望闕疑而已、唯俟博望俊、

寛文七年冬十月午八尾館下

とあれば此書の成れるは寛文七年なり、元弘二年後醍醐帝の播遷より三百三十六年後の編纂なれば史料たる可き價値は甚だ薄弱にして一の參考史料に過ぎず、此書より稍後れたる享保九年正月に成れる隱岐國史には、

元弘二年後醍醐帝鎌倉北條義時(高時)が爲めに被捕させ給ひ、當國へ在遷在し、始は知夫里村の古海坊二夫利坊にしばらく御座す、後黒木に御所を立遷らせ玉ふと云傳ふ、

とあり、此書より更に後れたる隱岐古記(文化三年以後の編)は古海村二夫里坊を行在所としたる由見ゆるも此二書は隱州視聽合紀を種本として編纂せしもの、如し、殊に隱州視聽合紀が著者自身其矛盾に苦みし同書知々井港の條に、

村老告曰昔此に蘭舎あり、即ち宇類坊と云、又南に有をば二部里坊と云、此兩寺昔日殊に美盡せり、後醍醐天皇の皇居なりと云其地の體も然らんと見ゆ、

按別府黒木謂之皇居、此地又號天皇行在、蓋先在黒木、後遷于此歟、不然則經營黒木之間、姑在於此、終不果而潛幸歟、彼難人眠而出寢所、宇夜歩而到于知夫浦可交見也、若在黒木則何步行渡形崎赤灘乎、是一按也、

とありて、「是一按也」との語を残して遁逃せり、此三書は以上の如く後年編纂の薄弱なる資料にして根本史料と認む可き價値なきは言を待たざる處なり、又黒木丘上に後醍醐帝の御遺物塚と稱するものあれど、此は後醍醐帝の時とは約七、八百年前に築かれたると覺しき古墳の發掘せられたるものなり、其他別府及び其附近の地名上より種々の説をなす者あれども何れも徴證を缺けり、

ヘ、斷定 以上立證したる如く島後中條村池田の國分寺は創立以來存續し移轉等の事實なきことを考古學古文書史籍地名上より論證して其の存續不動なる結論に到達せり、而して後醍醐帝の隱

岐に於ける行在所は國分寺なることも各方面の史證によりて證明せり、故に後醍醐帝の隱岐御在島一ヶ年間の行在所は島後池田の國分寺なること明確なりとす、島前各地に行在所址を傳ふれども確實なる史料を存せず從て其傳説の根本は帝の御遷幸途中出雲安來の乘相院三保關三明院等と同じく一時御假泊の地となりし事もありけんかと推測せらるゝに過ぎず、

四、後醍醐帝潛幸 元弘二年より約一ヶ年間隱岐の孤島に詫しき月日を送り給ひし後醍醐帝は

翌元弘三年閏二月廿四日潛に隱岐を出て出雲に航し給ふ、此史實につき修正編年史料綱文には皇代略記、元弘日記裏書、如是院年代記、増鏡、梅松論、太平記、伯耆卷、舟上記、公卿補任、續史愚抄、尊卑分脈、名和系圖等を引用して史證とせり、特に續史愚抄の記載尤も簡明なれば今左に抄出す、

元弘三年大藏發西閏二月小廿四日戊子、今曉、先帝竊出御隱岐御所、國分寺 即召小船、着御出雲、

前左少將忠顯供奉云 道平公記、公卿補任、増鏡、新葉集、皇年私記、神皇正統記、元弘記裏書、南方記傳、異本太平記或記、

之によれば廿四日隱岐潛出の方確實なり、かくて廿四日未明に島後國分寺御所を潛に御出あつて千波湊に至り船に御して出雲に渡り給へり、此間の消息は太平記尤も詳密なるを以て左に抄出す、抑今斯の如く天下の亂るゝ事は偏に先帝の宸襟より事起れり、若し逆徒刺しちがうて奪ひ取り奉らんとする事もこそあれ、相構へて能々警固仕るべしと隱岐判官が方へ下知せられければ、

判官近國の地頭御家人を催して日番夜廻隙もなく宮門を閉ぢて警固し奉る、閏二月下旬は佐々木富士名判官が番にて中門にて候ひけるが如何思ひけん、哀此君を取り奉つて謀叛を起さばやと思ふ心を附きにける、されども申入る可き便もなく、案じ煩ひける處に或夜御前より官女を以て御盃を下されたり、判官是を賜はりてよき便なりと思ひければ、潛に彼官女を以て申入けるは……官女此由申入れければ主上猶も彼偽りてや申すらんと思召されける間、義綱が志の程を能々伺ひ御覽せられんために、彼官女を義綱にぞ下されける、判官は面目身に餘りて覺えける上、最愛又甚しかりければ彌忠烈の志を顯しける、されば汝先づ出雲の國へ越えて、同心す可き一族を語ひて御迎に參れと仰下されけるほどに、義綱則ち出雲へ渡りて鹽冶判官を語るに鹽冶如何思ひけん、義綱を追籠め置きて隱岐國へ歸さず、主上姑くは義綱を御待ありけるが、餘に事滞りければ、唯運に任せて御出あらんと思召して、或夜の宵のまぎれに三位殿の御局の御産の事近づきたりとして、御所を御出あるよしにて、主上其御輿にめされ、六條少將忠顯朝臣ばかりを召具して、潛に御所をぞ御出ありける、此體にては人の怪しめ申すべき上、駕輿も無かりければ、御輿をば停められて、忝くも十善の天子自ら、玉趾を草鞋の塵に汚して、自ら泥土の地を踏せ給ひけるこそあさましけれ、此は三月二十三日の事なれば月待つほどの暗

き夜にそこも知らぬ遠き野の道を、たどりて歩ませ給へば、今は遙に來ぬらんと思召されたれば、跡なる山は未瀧の響の仄に聞ゆる程なり、若し追懸參らす事もやあるらんと、恐しく思召しければ、一足も前へと御心ばかりは進めども、いつ習はせ給ふべき道ならねば夢路をたどる心地して、唯一所にのみやすらはせ給へば、こは如何せんと思ひ煩ひて、忠顯朝臣御手を引き御腰を推して今夜いかにもして湊の邊までと心を遣り給へども、心身共に疲れ終て、野徑の露に徘徊す、夜いたく更けにければ、里遠からぬ鐘の聲の月に和して聞えけるを道しるべに尋ね寄りて忠顯朝臣或家の門を扣き、千波湊へは何方へ行くぞと問ひければ、内よりあやしげなる男一人出で向ひて、主上の御有様を見進らせけるが、心なき田夫野人なれども、何となく痛はしくや思ひ進らせけん、千波湊へは、是より纔五十町ばかり候へども道南北へ分れて、如何様御迷ひ候ひぬと存じ候へば、御道しるべ仕候はんと申して、主上を軽々と負ひ進らせ、程なく千波湊へぞ着きにける、爰にて時打つ鼓の聲を聞けば、夜は未五更の初なり、此道の案内者仕りたる男、かひがひしく湊のうちを走り廻り、伯耆の國へ漕ぎもどる商人船のありけるを、とかく語ひて主上を屋形の内に乗せ進らせ、其後暇申してぞ止りける、此男誠に凡人にあらずらざりけるにや、君御一統の御時に、尤忠賞ある可しと國中を尋ねられけるに我こそ其にて候

へと申す者遂に無かりけり、夜も已に明ければ船人籠を解きて順風に帆を揚げ湊の外に漕ぎ出す、……御船は何時の間に伯耆國名和湊に着きにけり、

とあり、此御脱出徑路につき行在所御脱出後五十町許にして千波港に達する由野人申しとあるを見れば黒木の地理に適はず、黒木は海岸なり且つ千波を知夫里と訓し知夫里港に附會せるも知夫里港への御潛幸は海路なり、然るに太平記によれば國分寺行在所よりは始終御歩行の狀にて五十町許行きて千波の港へ着けりとあれば決して島前の地勢に適合せず、故に千波港を從來チブリと訓せしより此る矛盾を來せしならん、千波里チブリは「知夫里」にして「千波」にあらず、本書編者が往年東郷村役場につき調査せし處によれば「千波」は東郷村の東南方外海に面する海岸の一小港にして今「チエバ」と稱す、之れ即ち「千波」にして千波はチブリなど、訓む可きにあらずして「チバ」と訓す可きなり、此「チバ」と國分寺の間五十町許りの道程にも將又地理上にも合へり（附圖第一一八參看）然るに帝の御脱出の後船に召されたる地は鴨ノ湊と記せるは神明鏡なり則ち

恠氣なる男一人出來、君ヲ見奉リ、勞ケニ思進、鴨ノ湊へハ五十町計候へ凡道數多候イテ、御迷候ヌト存候へハ、御道シルへ申候ハントテ、君ヲ輕々ト負進テ云々

とあり鴨ノ湊御乗船のことは他書に見ず、此書は其根本史料を示さざるを以て其根據を知り難しと

雖も鴨ノ湊は今の下西の西方加茂港なる可くして之れ又島後にして國分寺の南方に位し道程も五十町許なり、參考の爲め此に附記す、かくて帝は千波港御出船後出雲野波浦に着御あり、此處の村上家には帝の遺事を傳へ庭前に繪旨塚と稱するものを存す、此塚は當家往年火災の節帝より下し賜はりたる御繪旨類焼失せしを以て其殘灰を此塚に收めたるに起因す、帝は廿八日伯耆の大坂港に上陸し名和長高に倚る、長高帝を扶けて船上山に奉ず、

五、船上山行在所に召されし我縣内の豪族 後醍醐帝の船上山智積寺に着せられしは續史愚抄には閏二月廿六日とせり、則ち

廿六日先帝幸船上山大山寺在伯耆爲御所、徵諸國軍勢云公卿補任、增鏡、神皇正統記、後鳥羽院靈託記、新葉集、如是院年代、

廿八日壬辰天皇伯耆大坂港ニ至リ給フ、名和長年迎于船上山ニ奉シ舉族擁護ス增鏡、元弘日記裏書、梅松論、新葉和歌集、伯耆、舟上記、○按、太平記、保曆間記、○按名和系圖、名和氏記事、○按地誌提要、

とあり何れか是なるを知らず、船上山の兵備に付ては太平記に、

長重著たる鎧の上に荒薦を巻いて、主上を負ひ進らせ、鳥の飛が如くして、船上へ入れ奉る、長年近邊の在家に人を廻し、思ひ立つ事ありて船上山に兵糧を上る事あり、我倉の内にある所

の米穀を、一芹持ちて運びたらん者には、錢を五百文づゝを取らすべしと觸れたりける間、十方より人夫五六千出來りて、我劣らじと持送る、一日が中に兵糧五千餘石運びけり、後家中の財寶悉く人民百姓に與へて己が館に火をかけ其勢百五十騎にて、船上へ馳參り、皇居を警固仕る、長年が一族名和七郎と云ひける者、武勇の謀ありければ白布五百反ありけるを旗にこしらへ、松の葉を焼いて煙にふすべ、近國の武士共の家々の紋を書いて、此處の木の本、彼處の峯にぞ立て置きける、此旗ども峯の嵐に吹かれて、陣々に翻りけるさま、山中に大勢充滿したりと見えておびたし、

とあり以て急遽なる船上山籠城の一斑を知るべし、
前の如く佐々木清高は帝の後を追ひしが及ばざるを以て佐々木昌綱等と兵三千を以て來り攻む、衆雷雨に乗じて之を撃ち死傷山谷を填む、清高僅に身を以て免れ小舟に取り乗り本國に逃れ歸りしも國人之を拒み容れず、終に越前敦賀に着きしが六波羅府没落の時江州番馬の辻堂にて自刃せしことは已に前に述べたり、近國將士の船上山行在所に集るもの踵を接す、鹽冶高貞、富士名義綱と共に船上山に至りて罪を謝す、此頃九州にては菊池武時官軍に應じ九州探題北條英時を攻めて克たずして討死す、小貳大友の二氏又動かんとして狐疑決せず、又肥前の入江指三郎土佐より尊良親王を迎

ひ歸りて兵を擧げしかば九州に又勤王軍の擡頭を見る、かく天下の形勢將に一變せんとする機運見えしかば帝は東征を企て左中將忠顯を大將とし丹波路より進ましむ、忠顯京師に近き六波羅の兵と戦ひ敗れて八幡に退く、敗報至り帝震怒して親征せんとす、長年(長高改名)之を諫め勅書を奥州の結城親朝に下し王事に勤めしむ、親朝の弟親光六波羅の軍にあり之に於て忠顯の軍門に投降す、之れ當時に於ける天下の大勢なり、

イ、勤王の武家 船上山行在所に集りし勤王の諸軍は太平記に、

主上隱岐國より還幸成りて船上山に御座ありと聞えしかば國々の兵どもの馳參ること引もきらず、先づ一番に出雲の守護鹽冶判官高貞、富士名判官と打連れ、千餘騎にて馳參る、其後淺山二郎八百餘騎、金持の一黨三百餘騎、大山の衆徒七百餘騎、都て出雲、伯耆、因幡、三箇國の間に弓矢を携はる程の武士共の參らぬ者はなかりけり、是のみならず石見國には澤、三角(三隅)の一族、安藝國には熊谷、小早河、美作國には菅家の一族、江見、芳賀、澁谷、南三郷、備後國には江田、廣澤、宮、三吉、備中には新見、成合、那須、三村、小坂、河村、庄、眞壁、備前には今木、大富太郎幸範、和田備後二郎範長、知間二郎親經、藤井、射越五郎左衛門尉範貞、兒島、中吉、美濃權介、和氣彌次郎季經、石生彦三郎、此外四國九州兵までも聞傳へく我前

にと馳せ參りける間、其勢船上山に居餘りて、四方の麓二三里は木の下草の蔭までも入ならずと云はぬ所はなかりけり、

とありて後醍醐帝回天偉業の機運は此に發動せんとす、此時前掲の如く鹽冶高貞、富士名義綱、澤顯連、三隅兼連、高津長幸の如き武家の馳せ加はりしも此等は後段に詳述する處あるべし、

ロ、出雲國造家 かく後醍醐帝の船上山に據り給ふや、出雲國造孝時は日御碕小野檢校等と共に天業を翼賛せり、然るに伯耆卷には國造が幕府の命により勅諭を奉せず富士名義綱の郎徒を捕ひし由見ゆるも此は疑はしければ今執らず、元弘三年三月十四日左中將源忠顯奉書の王道再興論旨を船山上行在所より降され天運啓發を祈られたること左の如し、(出雲大社藏)(附録第一二四參看)

被論旨備

右以王道之再興者專神明之加護也、殊仰當社之冥助、欲致四海之太平、仍退逆臣爲令復正理、舉義兵所被企征伐也、速得官軍戰勝之利、可歸朝廷靜謐之化旨、凝精誠可祈申、勅願令成就、勸賞可依請者、依天氣狀如件、

元弘三年三月十四日

左中將(花押)

杵築社神主館

とあり、又同月十七日同人の奉書にして天皇が寶劔代用の爲めに杵築大社神寶中の御劔を進献す可きことを仰せられし左の文書(千家男爵家藏)あり、爲被用寶劔代、舊神寶内有御劔者、可奉渡者、綸旨如此悉之、

三月十七日

左中將(花押)

此勅令を奉し孝時は當社神寶中神代以來相傳の神劔二柄の中壹柄を奉り其賞として建武三年肥後國八代郷を寄附せられたること已に本篇第三章第六節八項B條に述べたるが如し、因にいふ此時奉りし神劔は同形のもの二振ありて一柄は現に出雲大社に尙藏せり、(附圖第十三參看)出雲國造系譜考に、

一今所在大社之神劔奇代之神寶也、柄長五寸七分有釐、横出劔口旁、其横八分其縱二寸壹分、自柄頭至底二尺九寸七分、室長二尺四寸、以鐵製之、漆其表、且又有時繪矣、按崇神紀武日照命從天將來神寶藏出雲大神宮矣、所謂其神寶之一乎、雖爲國造敬遠之、不能拔見之、以刀室形量之偏双也、……蓋神代寶劔以出自八雲立出雲、元弘天子准之、下勅於國造、及此

時大社有劔二枚、國造孝時上其一劔畢、且又延元二年天皇入御于吉野、後歷五十六年、後小松院御宇明德三年閏十月二日南帝、尊號後龜山院熙成王入洛、同五日三種神器禁中被奉渡之、其三種之一出自杵築大社神劔矣疑哉、

とあるも參考となす可し、越えて翌月十一日に至り帝は出雲國富米室庄を大社に寄進せられ大社の興隆を致し朝廷の安全を祈らしめし給ひしことは本篇第三章第六節八項A條に述べたるが如し、此等の文書に宛名は何れも杵築社神主館とあれば國造孝時が早く已に帝の召に應じ奉公の誠を致したること明なり、其船上山の行在所より諸族に先んじて國富米室の二庄を給はりしも其功を賞せられし結果なる可し、出雲國造の此等の忠勤は杵築大社が帝室御料たりし關係も主要たる一起因と認む可きものならん、

ハ、熊野大社々家 當社は杵築大社と相並べる神威顯著なる神社なるを以て元弘三年四月朔日左の如く王道再興の綸旨降り、

被綸旨備

右王道之再興者專神明之加護也、殊仰比婆山熊野大權現之冥助、欲致四海太平、仍退逆臣爲令復正理、舉義兵所被全征伐也、速得官軍戰勝之利、可歸朝廷靜謐之化旨、凝精誠可祈申、勅願

令成就勸賞可依請云、依天氣狀如件、

元弘三年四月朔日

左中將(花押)

(熊野大社藏副本、原本は當社火災の際焼失)

當社は武力的の精誠は之を見ざるも熱誠以て懇祈を抽でたるものならん、

ニ、日御碕小野檢校家 日御碕小野政高は孝時と同じく又勤王者の一人なり、然かも出雲に於て活動せしのみならず源忠顯に従て京師に出で東寺造道の役に於て奮闘して創を被れり、されば同年四月十日出雲國福富保を勳功の賞として政高に安堵せられたること已に前に述べたり、故に船上山行在所に於て皇威山陰道を風靡せしは獨り名和長年等の勤王軍の爲のみならず、出雲に於ける豪族の聲援ありしことを忘る可らざるなり、

ホ、大領神社神職右門附土屋式部 當社と帝室御料庄たる關係に付ては已に本篇第三章第六節ハ條に述べたるが如し、文保二年三月廿九日後醍醐帝の即位せらるゝや同年五月二十一日當社に對し壹貫九百七十文の神領地を社域附近の三所郷琴石及横田郷大曲村に於て寄進せらるゝ、其寄進狀左の如し、

一八百文

三所郷琴石

壹貫百七十文 横田郷大曲村

右之通令高田寺大領權現寄附候、永代不可有相違者也、仍如件

文保二年五月二十一日

左衛門權少尉中原朝臣(花押)

後醍醐帝が御即位に際し此御寄進ありしは當社に對し御崇敬の深かりしを知る可きと共に當社が御料庄園内に存在することも亦其一因なり、

元弘二年後醍醐帝の偉業中途にして挫折し帝は隱岐に蒙塵せらるゝや護良親王は豫て計畫せられたる如く僧衆を料合して回天の偉業を翼賛せられたり、然るに時運到らず親王は吉野に遁れらるゝに當り大領神社神職右門は親王に従ひ熊野に下向し精忠を抽て賞賜を受けたる趣は左の軍忠狀に明なり、高田寺根元錄に、

元弘貳年十二月大塔宮熊野下向、時之法印右門乃軍忠狀一通

大塔宮御門跡熊野御下向時、依忠節准據者御免之由被仰下候、諸先達其旨可有存知者也、依執達如件、

元弘二年十二月日

法印右門

進上御奉行所

とあり、因にいふ大原郡大東町加多神社職土屋式部も元弘二年八月大和十津川に護良親王の軍に従ひ勳功あり、此時親王の染筆を拜領し加多神社に納めたり、加多明神縁起に

元弘貳年秋八月紀洲熊野より權現を大東庄田中村に勸請せむとて同村鞍馬寺覺勝法師と共に神主土屋式部和洲十津川に抵り尊雲將軍を扶けて戦功有、同將軍より一葉の染筆を賜、歸國後加多明神へ奉納せり、

とあり、此護良親王染筆は勝田濫觴錄に

色紙 尊雲將軍御筆分

とあるに當る、此物寛永十二年八月の火災を免れしに貞享三年の火災に罹り焼失せしは惜むべし、かくて後醍醐帝が船上山に逃れ給ふや綸旨を降され大領社別當寺なる高田寺聖乘を船上山行在所に召されたる趣は高田寺根元錄に、

元弘三年三月廿日後醍醐院より高田寺聖乘法印船上山へ御召の綸旨一通

とあるにて明なり、然れども其綸旨傳はらず、此日後醍醐帝は王道再興の綸旨を當社に降し給ふ、

高田寺根元錄に、

元弘三年三月後醍醐天皇朝政治平の御綸旨一通、

被綸旨備

右以王道之再興者神明之加護也、殊仰菅火山大領權現之冥助、欲致四海太平、仍退逆臣爲復正理、舉義兵所被企征伐也、速得官軍戰勝之利、歸朝廷靜謐之化旨、凝精誠可祈申、勅願令成就者、勸賞可依請云依天氣狀如件、

元弘三年三月二十日

左中將(花押)

とあり、當時船上山行在所より王道再興綸旨の下れるは島根縣内に於ては前掲の三社のみ、以て當社に對する御崇敬の狀を察す可し、獨り之れのみならず帝の旨を受けたる名和長年は當社に對し武器の供給を懇望せり、蓋し當年の舉は事蒼卒に出て武器缺乏せるを以て同年同月同日を以て長年より大領神社主右門に對し仁多郡内の豪族及神職の刀劍を蒐め差出す可きの軍令を下せり、高田寺根元錄に、

元弘三年三月廿日名和長年より大領權現神主右門へ郡内豪族神主乃刀劍集勸誘狀一通、

とあるにて知らる、然れども其勸誘狀傳らず、建武中興成るや帝は當社の冥護を愛でられ建武元年七月五日當社に對し懸佛二個并に祭料田として布施郷中村に於て田島を御寄進ありたり、高田寺根元録に、

建武元年七月五日後醍醐院より高田寺大領權現へ懸佛二個并出雲國布施郷中村田島祭料田ニ御寄進繪旨一通、

とあるにて明なり、然るに前に記したる如く當社は火災の爲め懸佛貳個の内壹個のみ現存す、

後醍醐帝は船上山行在所より加多社神職土屋一族及正法院に對し祈請を命ぜられ、又護良親王は赤松則村を経て左の軍忠催役狀を降されたり、(土屋家古記録抄)

爲東夷追討可令馳參者、二品親王令旨如此、仍執達如件、

元弘三年五月二日

左少將

加多神主土屋一族殿

別當法印 覺 勝殿

大東庄加多社別當正法院萬福寺住侶可抽御祈禱之精誠者、繪旨如此、悉之以狀、

元弘三年五月十五日

勘解由次官(花押)

帝は還幸後間もなく土屋二郎に對し大東庄金坂阿用四分一地頭職を賞賜せらる、則ち、

出雲國大東庄金坂阿用四分一鏡富行定跡地頭職事、於京都六波羅爲軍功賞、可令知行之狀如件

元弘三年六月廿日

伯耆守(花押)

土屋次郎殿

とあり、建武中興成るや出雲守護は加多社供米給與を安堵せり、

大原郡一宮加多大明神御供米如恒例米拾石宛可令寄附請取、急度國家安全可致懇祈者也、仍而寄進狀如件、

建武元年四月十日

鹽治隱岐守(花押)

加多神主殿

然して同年九月に至り尊氏の叛狀明となるや名和長年より土屋式部は又軍役を命ぜられたること左の如し、

可被誅伐足利兄弟也、相催一族早可馳參之狀如件、

建武二年九月廿五日

伯耆守(花押)

土屋式部殿

中澤一族殿

土屋家は御科庄なる淀本庄淀新庄に接續したる大東庄に住し然かも土屋家は右庄の地頭神中澤家の支族なれば土屋一族が南朝勤王の行動も其系統あることを認めらるべし、

へ、鰐淵寺頼源 頼源が隱岐國分寺御所に於て後醍醐帝の御願文を拜受せしことは已に前に述べたり、帝が船上山行在所に逃れ給ふや頼源が船上山に伺候せしは彼の送進文書目録に、

一通同宮(護良親王をさす)令旨案元弘三年二月十三日被下之、

於伯耆國船上山請取之、

正文者可有北院、

頼源沙汰之、

とあれば當時頼源は船上山行在所に參上し同所に於て護良親王の令旨を受けたる事は前記文書に依りて明なり、此令旨は頼源が引繼の時には案文則ち謄本を以てし本書は北院に存在せる旨記しあれども今傳はらず、從て其内容は知り難しと雖も當時護良親王より義兵を召されんが爲に諸處に降されし令旨は何れも高時法師一擧囚徒等朝威を輕し奉るにより討滅云々の意味なるを以て頼源の受け

し令旨も亦同様の者なるべし、此令旨の日付は元弘三年二月十三日なるを以て親王が大和吉野より發せられたるものにて實に帝が船上山遷幸より四十餘日前のものなるを此に船上山行在所にて請取りたるなり、五月七日六波羅陥り五月十八日車駕船上山を發し途攝津にて去二十二日鎌倉幕府の滅亡を聞召し六月二日京師に還幸あり、諸國官軍の捷報續々到達し復古の偉業將に成らんとす、

征夷大將軍護良親王は足利尊氏の異志あるを察し楠木正成名和長年等と謀り未だ大事に至らざる前に之を討んと謀り給ふに當り頼源は其密旨を受けたり、彼の送進文書目録に、

一通大塔將軍密々令書

元弘三年七月十日大塔兵部卿親王被任將軍之時申賜、

執奏 二條殿法印御房

とあり、之れ護良親王の將軍補任より二十九日後に出でたる令旨なり、執奏二條殿とは帝の信任厚き右大臣道平の事なり、實に尊氏に對し後圖の計をなさんが爲め帷幄に參せし人なり、而して其密々令旨と特記せし所以の者は益這般の内情を證するものなり、送進文書十九通の中何れも其文書の大要を知る可き名題を掲げながら獨り此文書のみ其主題に於て内容を記さざる所以のものは他文書と其趣を異にする重要文書たるを察す可し、船上山行在所に伺候せし頼源は其より供奉して京師に

上り建武二、三年頃は在京し以て王事に勤勞せり、此滯京中建武二年三月十八日宇賀莊を根本藥師堂に寄進せらる、之れ建武中興成りし御宿願成就の爲なり、然るに建武二年末尊氏叛し天下不平の武士此に雲集し義貞等の追討功を奏せず、翌年正月十月尊氏京師に迫る、義貞防戦利なく帝は神器を奉して叡山に潜幸あり、五日後頼源は叡山に於て三所郷御寄進の繪旨を受く、此のこと例の送進文書目録に、

一通三所郷拜領繪旨

建武三年正月十五日於山門被下之、

上郷北畠一品職事吉田左少辨藤原朝臣、

とあり、之れ頼源奉公至誠の賜なり、かくて興國元年八月二十三日後村上帝は吉野御所より安堵繪旨を賜り、頼源は正平六年十月目安を上り鰐淵寺の由緒及び寺領御寄進の經歷を奏せしかは同年同月八日後村上帝は賀名生の行宮より第二回目の安堵繪旨を、同十二年六月同帝より更に第三回目の安堵繪旨を降されたり、

頼源の精忠は前朝以來天關に達し居れるを以て後村上天皇は二回に及び朝敵追討の御願文を鰐淵寺に降し給へり、其一是、

朝敵追討事殊可抽懇祈且任元弘御願旨、專寺家興隆者、天氣如此悉之以狀、

興國貳年八月廿一日

左衛門尉花押

鰐淵寺々僧中 (鰐淵寺藏)

なり次て正平六年九月八日同帝は再度御願文を下して天下の平定を祈り給へり、建武三年二月九日には有名なる名和長年の軍役狀(國寶文書)(附圖第一二九參着)頼源の屬する南院に降れり則ち、

出雲國朝敵人等爲誅伐、於宿老者被致御祈禱之精誠、至干若輩者、可致軍忠、有勳功者可被抽賞之狀、依仰執達如件、

建武三年二月九日

伯耆守花押

鰐淵寺南院衆徒御中 (鰐淵寺藏)

當時伯耆守名和長年は西國奉行の要職にありしは例の送進文書目録に、

一通伯耆守長年催役狀

建武三年二月九日波長年西國奉行之時成之

とあるにて知らる、而して其宛名は南院衆徒なるを以て吉野朝に對する頼源の軍事上の地位を知る可きのみならず、鰐淵寺僧徒が祈禱のみに従事せずして實戦の巷に馳驅せし狀を知る可し、因にい

ふ獨り南院が吉野朝廷の軍役を勵みしのみならず、北院も鹽治高貞命令の下に戰場に立ちし趣は、出雲國鰐淵寺北院衆徒等、參最前御方或致軍忠、或令警固要害、于今抽忠勤候之間、可下賜恩賞之由令申候、以此旨可有御披露候恐惶謹言、

建武五年七月十八日

左衛門尉高貞(花押)

進上御奉行所

(普叟寺藏)

とあり、其他同寺軍役の例尠からず、

賴源齡漸く老ひ餘命迫れるにや貞治五年三月廿一日宸翰繪旨令旨其他十九通を後住淨達上人に譲りて隱退せり、願れば元徳三年始めて後醍醐帝の繪旨を拜せし以來貞治五年迄三十六年間専心一意皇室に盡くし以て鰐淵寺の興隆を祈り時には機密に參して計策を回らせしなと其偉功稀に觀る所なり、終年詳ならず、

ト、忌部神宮寺智藏

元弘三年五月十五日後醍醐帝は船上山行在所より忌部神社神宮寺智藏

(今八東郡忌部村に忌部神社あり)に繪旨を降され祈禱精誠を凝らす可きを命し給ふ、則ち忌部總社大宮神宮寺秘事記に、

忌部明神神宮寺住侶智藏可抽御祈禱之精誠者、繪旨如此、悉之以狀、

元弘三年五月十五日

勘解次官(花押)

とあり、之れ當社は大覺寺統帝室御料庄なるを以て此繪旨を拜するに至りしものなり、

要するに以上本項に記述せる船上山行在所より帝の御召を被りし本縣内豪族中武家以外のものに當時社會上の勢力者たりし社寺は皆帝室御料庄園又は之に准す可きもの或は此御料庄の地頭職に補せられたる者に對して御召を被りしものにて其間に離る可らざる系統的關係ある事を忘る可らず、單に帝室が日本國家の一大宗家たる地位を認めて尊皇精忠を效せりといふよりも寧ろ當時の時代思潮として所領家督の觀念に基ける封建的君臣の關係が其基調をなすものなることを看過す可らざるなり、此大勢を洞察せば自ら當年武人社寺兵衆が宮方武家方に兩分立する真相を闡明せらる可きなり、

チ、高津長幸 前には三上皇を遠所に遷し後には大君と二親王とを遷し數多の朝臣を殺戮し驕暴飽くなき北條の類たる中國探題北條時直を長門に攻めて探題館を陥れて賊勢を挫き、中國西國の官軍の士氣を鼓舞し以て建武中興の偉業を翼賛せし贈正五位高津長幸の勤功は永く世に傳ふ可きものなり、

A、家系 源範賴の子範圍の男爲賴、武藏國吉見に居り吉見二郎と稱す、子孫武藏三河に繁衍

し能登に及ぶ、爲忠、爲頼を経て頼行の代石見に来る、(本篇第三章第六節四項一三一條參看) 其略系左の如し、

太郎頼直 木蘭住後三本松

二郎頼祐 下瀬氏

三郎頼見 上瀬

頼行 | 四郎頼繁入道宗寂 志目河

七郎

八郎

餘二長行(入道道性) | 次郎三郎 孫三郎

B、其信仰 長幸敬神尊王の志篤く且佛教を信すること深し、殊に八幡宮を崇敬せしは源氏の氏神たるに起因せしもの、如し、其佛教信仰に至りては教理を信せしは勿論なるも師の人格に因る所も亦大なりしもの、如し、長幸の師は大和般若寺の僧本性明覺(則南昌朝宗禪師)なり、戒律宗系統略、西大寺長老歴代、石見那賀郡三隅永福寺古記によれば本性幼にして孤となり忍性に救はる、忍性多く病者を救ひ孤獨を憐み世人醫王如來といふ、嘉暦三年後醍醐天皇より菩薩號を贈賜せら

る、石見三隅南昌寺開山は南昌朝宗禪師本性明覺にして其は南昌寺古記に明なり、

忍性の法弟を慈道、信空といふ之れ本性を教へし人なり、高津道性(長幸の法號)三隅信性(兼連法號)の法名は大徳慈道信空の偏名を取りしものなり、又柿本人麿公の廟所のさゝやかなるがありしを修めて一大寺となし眞福寺と號せしは忍性及信空の師なる叡尊が住せし眞福般若西大寺の中より取りしものなり、眞福寺は今の縣社柿本神社の前面に在り、廟所は之を改修して柿本神社と稱せり、柿本社に對する世人の崇敬篤きは人麿朝臣の神格に依るとはいへ長幸崇敬の力の致す所なるは亦争ふ可らざる處なり、

C、中園探題北條時直を追ふ 長幸勇武大志あり山間の小天地に起臥するを好まず、父依りて高津に居らしむ(今美濃郡高津町)長幸依りて高津山に城を築き之に居る、此地前面に巨川高津川を控え城下に於て日本海に入る、其河口は則ち高津港なり、長幸喜び心を海事に傾け大に水軍を教練し以て機のを待てり、

元弘三年閏二月下旬後醍醐天皇隱岐より伯者に潜幸せらるゝに當り三月廿四日繪旨を頼行に下して北條時直を討たしめらる、時に頼行齡已に古稀を超え(七十九歳といふ)病床に端座して思命を拜し諸子をして事に當らしめ次の如く部署を定めて出發せしむ、志目河の城主四郎頼繁入道宗寂は

陸軍に將となり吉見七郎之に副たり、高津餘二長幸は水軍に將となり吉見八郎之に副たり、水陸相合して以て中國探題館を腹背より合撃せんとの計策を定む、部署已に定り則ち長門に攻め入り阿武郡を過ぎ大津郡三隅に至り斥候を遣はして敵の動靜を探り作戰の大策を定む、正慶亂離志に、

正慶二年三月廿四日如風聞者、北國ヨリ高津道性ヲ大將トシテ十ヶ國兵ヲ相具長門ト石見ト堺三隅ト云所マテ責下云々、

とあれば當時高津軍は優勢にて四方を風靡せし状を知るべし、

之より陸軍は更に進んで大ヶ峠を越え於福に到る、中國探題北條時直周防長門の諸豪に命して之を防がしめ先づ厚東豊田の二將を遣す、三月廿九日兩軍大峯（今山口縣美禰郡大嶺村大峯）に對陣す、吉見七郎敵の多く集らざるに乘し撃破するの易く且士氣振作上有利なるを説けり、之に於て廿九日卯尅矢合あり四月一日大峯の敵を襲ひ劇戰數合之を破り進んで四郎ヶ原に陣す、正慶亂離志正慶二年三月の條に、

同日（廿九日ヲサス）自長門早馬到來、石見國ヨリ吉見殿ヲ大將ニテ三千騎ニテ向間大峯ト云所ニ豊田厚東以下勢ヲ被向、廿九日卯尅ニ矢合申告來、

四月分

一日彈正次郎兵衛尉去月廿八日長門國ニ越之處、今日飯參畢、

長門ノ大峯ニテ合戰及度々云々

とあるもの則ち之なり、

水軍は油谷、特牛、室津を過ぎ豊浦郡鴨島港（今豊浦郡吉見村吉見浦）に入り吉見八郎は水軍の一部を以て其處に泊して氣勢を揚げ、高津長幸は密に漁舟商舶の裝をなし赤間關を過ぎ長府の灘を左に見て對岸苜屋に着けり、長幸上陸厚東に赴き下し賜ひし綸旨を示して御味方す可きを勸む、厚東武實入道宗西恭敬慇懃以て長幸を新館に招して優待を極む、武實奔走土豪を誘ひて長幸に與せしむ、由利、伊佐二氏忽ち官軍に應ず、正慶亂離志月一日條に、

同日（一日ヲサス）自門司關三川殿ニ告申云長門國厚東由利大峯伊佐人々與力高津道性、

とあるにて明なり、

長幸豫定の如く水陸兩軍聯和成れるを以て四月一日辰刻探題館に進撃す、館は門扉嚴しくしつらひ堀を深くし土堤を高くし柵を繁くし鐵又は木の楯を列ねて用心堅固なり、相持すること三日、寄手の大將は音に聞えし高津長幸にして後詰は新に勝誇れる入道宗寂等の大軍なり、加之昨日まで命惟れ従ひし防長の諸豪さへ寄手に同心せし程なればさしも北條の一門として中國探題の武威を振ひ

し時直も三十六計出す可き策なく暗夜に乘し案内に任せ筑紫に通れたり、

長幸已に探題館を乗取り政令を出すに秋毫も侵す所なし、四月六日秋吉、岩永、厚松屋、河越、厚狭の諸族皆味方せん事を誓へり、隣國周防の大内弘直さへ來り馳走しければ先に敵せし豊田も長幸の鼻息を伺ふに至り山陽の官軍大に振ひ士氣旺盛となれるも一に長幸勤王の結果なり、正慶亂雜正慶二年四月一日條に、

去一日辰時押寄長門殿御館畢、堀ヲホリ切カイタテヲカキタル間無左右不打入、寄手射シラマサレテ引退、道性子息厚東子息痛手ヲ負畢、敵重寄時、聲ヲツクル間見之告申云々、

同日參州大隅國御家人日田肥前權守入道、宗像大宮司、並豐前國宇佐築城上津斐毛下津毛、四郎人々ヲ彼向畢、

四日雜兵宗九郎自關東打返金剛山ヲハ近日可打落、赤松入道京都七條マテ打入ヲ自六波羅追々大勢被打テ逐電了云々、長門ニハ敵百餘人打取之畢、自餘ハ逐電昨日三日マテハ無別事云々、同日(二日ヲ)自長門早馬到來敵雖押寄射シラマサレ引退敵百餘人打止切頭被懇畢、城内は手負十三人死人二人由申之云々、

同日(六日ヲ)如風聞者長門國厚東、秋吉、岩永、由利、伊佐、アツ、マツヤ、河越、アサ皆參先

帝御方云々、

七日三川殿自門司御返、長門ニハ敵厚東ヲ初トシテ今月一日押寄テ至于五日、毎日合戦矢戰計ニテ無太刀打、大勢被射之處、自鎮西三川殿御向之由聞之、厚東ガ宿所ニ引籠、聞之日田入道等相向厚東城、即厚東又逐電云々、

とあり、此役吉見賴行は出陣せざるも其子弟の勳功により賞賜を受けたる趣は萩閩毛利伊勢の條に、

元弘年中天下兵亂之時同三年三月廿四日伯州於船上山後醍醐帝ヨリ大將ノ綸旨ヲ賜リ、軍兵引率シテ長州上野前司直光ガ、城ヲ攻落シ粉骨ヲ盡シ、此賞トシテ山城國久世郡大和國宇多郡防洲佐波郡ヲ賜ハル、

とあり毛利伊勢は吉見家を繼げるものなり、朝廷亦長幸の功を賞して從五位下播磨權守に叙せらる、後年高津落城の際敵の落首に、

白黒とみがしきかひも中の島名さへ高津の碁石めげたり

と嘲けりしは高津濱の碁石に高津長幸の五位を云ひ掛けしなりとぞ、中ノ島は高津川を中に隔つる高津城の對岸にして「メゲ」たりとは破壊せりとの方言なり、

尊氏叛旗を翻し建武中興の破るゝや、石見國內にても小笠原益田の如き豪族は尊氏に應じ高津の本宗吉見氏も首鼠兩端を持するに當り毅然として利慾の外に立ち勤王の義兵を擧げ以て佐波顯連、三隅兼連等の勤王家と行動を共にせしは高津長幸のみ、之に於て安藝吉川の支族石見邇摩郡津淵村地頭吉川經明益田兼見の子彌二郎兼弘等は延元元年正月高津小山城を攻む、長幸利を失ひ城を出て遁る、吉川家什書に、

吉河次郎三郎經明申軍忠事

右凶徒高津與二長幸高津郷小山構城櫛籠之間、今月十三日益田彌二郎相共押寄、當城於大手依致散々攻戰、長幸失爲方令降參畢、如此拙忠節之段御存知之上者、給御證判爲備後訴恐々謹言如件、

建武三年正月日

承了(花押)

とありて、一時利を失ひし長幸は間もなく頽勢を挽回し石見南朝軍の中堅となれり、延元二年五月十一日高津長幸は三隅兼連嫡男兼知三男兼雄波多野彦六郎難波中務入道周布兼茂内田兼家等と共に高津を發して白上二條を経て長門阿武郡に入り小河關所を破り彌富、福田、生賀を

略し、廿二日已刻賀年城に攻寄せ丑刻に至るまで攻戰利を得たり、又延元四年七月長幸が新田氏、福屋孫太郎、津野神主、長瀬經等と邑智郡市山城を攻めし記事も後段に記さんとす、

第二節 建武中興

元弘三年五月六波羅陷落の報伯者に達するや天皇還幸の議あり、十八日車駕船上山を發し廿六日播磨千本宿に次し廿七日書寫山に幸す、三十日兵庫着赤松圓心父子奉迎す、六月二日兵庫を發せし時楠木正成千劍破より來りて之を奉迎し西宮に至るに及んで新田義貞の使者鎌倉の戰捷を奏す、四日東寺に幸し百官奉迎す、五日二條富小路殿に還御あり神璽當に身を離し給はざるに因り重祚の事なく唯還御の式を用ゐらる、關白職を廢し二條道平を氏長者とし都のことを管せしむ同日光嚴帝の皇太子康仁を廢す、次て少貳大友島津の使者は西海の戰捷を奏し結城宗廣は奥州の平定を報し千早城を圍みし阿蘇大佛の軍は此月十日に降り終に王政復古を見るに至る、之れ所謂建武の中興なり、之より帝は心を政治に留め先づ中興武士の論功行賞をなし叙位除目の儀あり、然れども大方針としては土地の處分に關しては一般に武士を抑へて朝臣を擧げたれば地方に於ける武士は中興の政治を嫌ひ其領内に於ける爭論は暫くもやまず、國司と守護との間兎角圓滿を缺けり、されば諸國より土

地に關して訴ふる所益多く訴訟積で山の如し、之に於て雜訴決斷所を置き公卿才學あるものを頭人とし國內の事を分治せしめ大事は記録所を開きて裁許あり、又侍所（窪所とも）を設け新田の族を頭人とし諸家の輩を結番となす、帝は今の例は昔の新儀なり朕が新儀は未來の先例たる可しとて新なる勅裁を行はれ朝變容改民心不安の狀あり、

一、尊氏討伐 護良親王楠正成等は尊氏の異圖あるを察し其大事に至らざる前に於て之を討滅せんことを圖り義貞正成長年と共に叡慮を受けて尊氏を圖れり、本項第一節へ條頼源の條に記したる元弘三年七月十日大塔兵部卿親王より、頼源が受けたる密々令早は即ち之れが爲なり、然るに親王が尊氏討滅の爲めに密に兵を募られしは建武元年十月なるに頼源が密々令旨を受けしは元弘三年七月十日なれば早く已に頼源も其謀議に參畫せしもの、如し、然るに親王の計洩るゝや尊氏其書を得て之を證とし帝に訴ふ、帝如何ともする能はず廿二日親王を馬場殿に囚へ翌月親王の兵部卿を罷めて鎌倉に流し二階堂藥師堂ヶ谷に押籠め中前代の亂に當り終に逆殺せり、

中前代の亂平くや尊氏鎌倉に止り功を論じ賞を行ひ將士悦服す、義貞屢々帝に奏して早く尊氏を倒し禍亂を根絶せんことを請ひしに帝も亦尊氏の異圖あるを察したるも遽に決する能はず、先づ勅使を下して之を召還たるも尊氏詔を奉せず、朝議始めて征討に決す、建武二年九月二十日出雲に

於ける大覺寺統御料庄園の兵を召されたるも此時なり、則ち、

可被誅伐足利兄弟也、相催一族馳參之狀如件、

建武二年九月廿五日

名和伯耆守(花押)

曹泉院衆徒中

大宮神主日置殿

菅一族殿

(忌部總社大宮神宮寺秘事記抄)

とありて此宛名の曹泉院大宮神主は忌部御料庄内の者にして菅一族は淀本庄御料庄内の地頭なれば此際御料庄園内より兵を徵發せられたるを知る、而して義貞の尊氏追討功を奏せず尊氏の京都に迫るや義貞敗兵を收めて京に還り宇治勢多を固む、諸國官軍の敗を聞き尊氏に應ずるもの多し、讃岐の細川氏、越中の普門氏美濃の土岐氏、近江の京極氏、播磨の赤松氏、信濃の小笠原氏、常陸の佐竹氏、安藝の武田氏、九州の少貳大友島津諸氏皆起て足利氏に屬したり、之より先き出雲に在りては鹽治高貞を初め諏訪部祐重等尊氏に應ぜり、建武二年十月二日足利直義は遙に諏訪部家に軍令を發したる趣は、

可被討伐新田右衛門佐義貞也、相催一族不日可馳參之狀如件、

建武二年十月二日

左馬頭(花押)(足利直義)

諏訪部三郎殿

此催役狀によれば尊氏等は賊名を避けんが爲に新田義貞を誅するを名とし兵を挙げたり、之れ足利新田兩家は宿怨あるによる可けれども一は人心收攬の政略なりき、此命令を得てより諏訪部家は爾來永く足利方となりぬ、

二、京畿役に於ける富士名義綱、宇佐輔景、朝山家就

延元々々年(建武三年)正月十日尊氏等義

貞の敗退の後を躡して京師に迫る正月十日官軍之を瀬田、宇治、山崎方面に防ぎて利あらず後醍醐帝は叡山に遷幸せらる、此役富士名義綱戦死す、

義綱は佐々木義清の孫なる湯頼清の孫にして其居城布土名にあるを以て富志名左衛門尉と稱せり(佐々木系譜參看)元弘二年義綱後醍醐帝の警衛に任し渡海せるに當り其留守に乘じ來待庄及三刀屋郷地頭なる諏訪部扶重は富士名庄を横領せんことを圖り忌部神宮寺僧徒を語らむ湧谷山(後世要害の地名を存す)に城を築かしむ、翌元弘三年正月佐々木雅清笠菅城主須我三郎等淀本庄神中澤等一族と相謀り玉造城及湧谷兩城を三方より包圍攻撃し風に乗じて火を放つ爲めに神宮寺及忌部社を

焼くに至れり、忌部總社神宮寺縁起に、

元弘二年四月有後醍醐天皇隱洲遷幸、受出雲守護佐々木高貞殿鎌倉方御教書、從湯庄宿土名判官裁綱殿能義郡八杉津奉天皇護衛、隱洲渡海湯庄留守職爲承來待庄地頭三刀屋郷諏訪部三郎扶重殿、有玉造城遑大暴私慾、煽忌部神宮寺僧徒、湧谷山頭築城、謀忌部郷横領、害善民爲僧徒亂麻故、同三年正月久多見山城主佐々木雅清殿、笠菅城主須我三郎殿憤怒、淀本庄神中澤等一族相謀、徒玉造湧谷兩城三方攻襲、時風兵火卷起呪坊舍民屋、一堀飛火移神宮寺燒本坊嚴堂及總社神爲僧徒神人逃散云々

とあり、義綱隱岐國分寺御所警護中潛に宮女によりて天下勤王の兵四方に起れる狀を奏し帝の潛幸を勸め奉り出雲に歸りて其族鹽治高貞に説くに大義を以てす、然るに高貞は義綱を抑留し隱岐に歸らしめず、天皇は義綱歸來せず謀計の洩れんことを慮り終に八重の潮路を凌ぎ伯耆に着き給ひければ名和長年船上山に迎へ奉り勤王の兵を挙げぬ、此時義綱留められて高貞の許に在りしが高貞に説くに大義名分を以てせしかば高貞漸く悟り俱に千餘騎を率ゐて馳參し隱岐清高の兵を破れり、已にして六波羅陥り次て又鎌倉陥るに及び車駕船上山を發して京師に遷幸ありしかば義綱高貞と共に兵千餘を率ゐて前驅に任し朝山家就五百餘騎を以て後陣たり、實に建武中興の業の端緒は帝の船上

山行幸に初まり其謀は義綱の啓く所なり、爾來義綱は二條師基が西陣に在りて戰陣の巷に馳驅せしが延元元年正月三日京師の戦に創を被りて戰歿す、享年四十一歳なりき、此歿年につき大日本史列傳を初め其他史書には記する處なしと雖も龜井系譜に

義綱

初公清佐々木源三富士名左衛門尉、移意宇郡富士名邑建武三年丙子正月三日於京師戰死、享年四十一、

帝京都還幸の時鹽冶高貞を助け兵を將て前驅に任じ云々二條師基が西の陣に在り創を被り起つこと能はず云々

とあり、又忌部總社神宮寺緣起にも

正慶二年三月後醍醐天皇被遊隱岐脱出、伯洲名和庄給御着、以後湯庄地頭富士名判官殿被成戰從、延元元年京方被遊御戰死、後忌部地頭久多見判官等忠戰歸嚮、云々

とあるに従ふ、義綱の戰死するや其臣義綱の爪髪を齎し歸り今の玉湯村大字布志名の判官山に葬りぬ、丘腹稍平坦なる處に古碑一基を存す、法號氏名年月等の文字なく唯梵字を刻するのみ、其稍大なるは義綱の基にして小なる夫人の墓なりと言傳ふ、此の笠石は往年破壊せしにより舊形に依りて

新造せり、近年有志相謀り山上に一碑を建つ、篆額は山縣有朋碑文は福羽美靜の撰に成る、判官山の西三町許を隔て、一寺あり佛經山明國寺といふ元は城山に在りて福王寺といひしが後今の地に移し寺名を改めたり、幾多の舊記を藏せしに天明五年火災に罹り堂宇什寶皆烏有に歸せりといふ、大正四年十一月の御大典に當り義綱の忠勤を旌表せられ正四位を贈らせ給ふ、義綱の居城は其墳墓の所在地なる判官山と谷を隔て、相對する小丘にして今は福主寺と稱し一段武畝歩許りの平地を存し奥馬場、馬場、要害、殿山等の古址相接し當年の昔を偲ばしむ、(本篇第三章第二節二項り條七項參看)

前節五項へ條賴源の條下に記したる建武三年正月十五日賴源が叡山に於て三所郷を拜領せるも此時なり、同年二月九日名和長年の軍役狀降れるも亦此時にして當時宮方に於ては全力を盡くして義故を糾合せられたるを見る、正月十日の夜叡山へ臨幸ありてより内裏焼亡を初め公卿雲客を初め楠木正成和長年が館も片時の灰燼と消えはてたり、此時出雲飯石郡三刀屋大田莊藤卷村地頭宇佐輔景も正月十日の役脇屋義助に従ひ山崎を守りしも細川定禪の爲めに破られて京に退き、次て後醍醐帝の叡山行幸の供奉をなし軍功により叡山に於て左衛門尉に任せらる、十六日義貞は尊氏を京師に破りしも此夜又破れて坂本に還る、輔景が軍忠狀に「令勤仕西坂本」とあるは之なり、越えて二十七

日顯家正成長年等の諸將大舉して尊氏を包圍攻撃し加茂、七條、一條の諸河原、桂河、西山、峯堂等洛内外の劇戦に於て克く尊氏を破るを得たり、此役宇佐輔景の軍忠狀に於て「同二十七日合戦自加茂河原迄于七條原、抽軍忠之旨云々、於一條河原並桂河以下所々致軍忠、迄于西山峯堂令發向之條云々」とあるは此戦狀を指せるものなり、當時輔景は名和長年の麾下に屬せしことは此建武三年二月日付の軍忠狀に對し承了の判を据えたるものは名和長年なるを以てなり、大正八年大正天皇播磨美作の野に於て特別大演習を行はるゝに當り輔景の精忠を旌表せられ從四位を贈らせ給へり、(本章第六節四項一一六條參看)

三、諫訪部家の態度 前項に記したる如く建武三年正月尊氏は顯家義貞等の爲めに破られて九州に走り再び陣容を整ひ同年五月海陸より大舉東上す、先に播磨を經略せる新田義貞は二十三日兵庫に退き楠木正成赴き援く、二十五日正成は湊川に戦歿し義貞は生田森に破れ尊氏再び入洛し二十七日後醍醐帝は神器を奉して叡山に行幸あり、天下は宮方武家方に分れ互に京洛にて戦あり、此時諫訪部扶重(入道信惠)は尊氏に屬し軍功を立てたる趣は、建武三年六月二十一日信惠の軍事狀(三刀屋文書載)に明なれども此は略す、建武三年五月晦日は名和長年が豊前國人草野左近將監の爲めに討たれて戦歿したる月なり、次て六月晦日竹田河原の合戦に於て諫訪部信惠は今川頼貞の麾下と

して奮戦し敵人和田四郎次郎を討捕り、若黨原光忠負傷したる趣は建武三年七月信惠の軍忠狀に於て知らる、京畿戦雲未だ收らず、八月二十五日諫訪部家は鳥羽の合戦に参加して家臣未次胤光負傷し次て東寺を警固せし趣は建武三年九月信惠の軍忠狀(三刀屋文書載)に明なれども此に略す

此翌十月に至り尊氏密に使者を叡山に上り去々年の冬近臣の讒により勅勘を蒙りしも唯義貞の一類を亡して向後の讒臣を懲さむ爲めのみ、若天鑒誠を照さるれば臣が讒に陥りしを憐み龍駕還幸せさせ給へ、供奉の諸郷並降參の輩に至るまで罪科の輕重を問はず悉く本官本領に復し天下の政治を公家に任せ申すべしと奏しける、還幸の儀潛に定めければ新田義貞は皇太子成良親王を奉じて北國に下り後圖を爲さしむ、之れ義貞が悲運の境遇に對して同情の涙下るを覺えざる所謂北國落なり、十日後醍醐帝還幸あり花山院に入られ警衛甚だ嚴なり、之に於て帝は十二月廿一日夜潛に花山院を出て吉野に幸せらる、之より吉野を南朝といひ京師を北朝と唱ふ、

第三節 南北朝期

其一 出雲武家の態度

一、出雲貞孝 前已に記したる如く出雲守護鹽冶高貞は足利尊氏に黨せるを以て鹽冶家と姻戚

關係ある出雲國造家は鹽治家と其行動を一にしたるもの、如し、其爲にや出雲國造の弟貞孝は建武三年六月出雲國境に近き伯耆會見郡長田城及小松城に於て目代吉田嚴覺の麾下に屬し宮方軍と鋒を交へたり、千家男爵家文書に、

出雲國造□舍弟六郎貞孝去六月十九日伯州馳向長田城、於擗手致合戰忠候、同月晦日同□馳向小松城大手致合戰忠節候之處、若當高木又次郎右足被討候畢、軍御奉行御見知之上者給御判爲備後證粗言上如件、

建武三年七月日

承了花押(鹽治高貞)

とあり、長田は汗入郡にもあれども此は會見郡上長田村東長田の二村ありて法勝寺村の南なる谷間の地なり、

二、北陸の役 建武三年十月九日新田義貞の北陸經略を命ぜらるゝや、悲憤の涙堰あへず皇太子恒良親王を奉じて越前に向ふ、其木芽嶺に差懸るや北國の寒候已に臻り雪は前路を塞ぎ寒風肌を劈く、兵士は飢餓と寒威とに堪へずして刃を雪中に樹て俯き刺して自殺せしものさへありき、此る困苦と缺乏とに堪えて十三日に至り義貞敦賀に着けば氣比社宮司氣比彌三郎太夫三百餘騎にて東宮

及皇子諸將を迎ひ金崎城に入れ奉り自餘の軍勢は敦賀在家に宿を點じ一日の休養をなし諸將を各城に分派せり、抑義貞等が帝令により金崎城を根據とし氣比宮司が又奉公の誠を致したる根基は何れにあるか、之には其依據なかる可らず、則ち氣比神官は鳥羽天皇以來皇室御領となりて八條院に傳はり轉々して後醍醐天皇の御領となりし關係こそ實に義貞等の北陸落ちの因縁をなすものなり、先に元弘元年天皇討幕の計畫あるや宮司越前守は此る關係により最前味方に馳せ參じ櫻山茲俊と共に兵を備後に挙げしも、時至らず忠死を遂げぬ、此る因縁は之れ金崎城を根據として義貞は春宮及一宮を奉じて金崎城に留り義顯は北國の兵二千餘騎を從て越後國に下り脇屋義助は千餘騎を以て柚山城に赴き以て金崎城の藩屏となりし所以なり、而して金崎城と氣比神宮とは相接近する目睫の間に在り之に對して足利高經は北陸道兵五千餘騎を仁木賴章は丹波美作の兵千餘騎を以て鹽津より、今川駿河守は但馬若狹の兵七百餘騎を率て小濱より、荒川參河守は丹後勢二萬餘騎を率て匹壇より、細川藏人は四國兵二萬餘騎を以て東近江より、高師泰は美濃尾張遠江の勢六千餘騎を以て荒血中山より、小笠原信濃守は信濃の兵五千餘騎を率て兵船五百餘艘に取乘て海上より向ひ總勢六萬餘騎にて金崎城の四方を圍みて攻め寄せたり、二十三日高師泰柚山城を攻め克たずして府中に歸る、十一月二十九日瓜生保は三千餘騎を以て高經の寄れる新善光寺城を攻めて之を抜く、討死するもの三百

餘人捕虜百三十人の首を刎ぬ、

建武三年十月より金崎城の攻圍初り翌年正月一日より諏訪部信惠も亦攻圍軍に参加す、十一日里見時成、瓜生保等金崎城を援けて戦死し城中困憊日に加る、十八日信惠は大手城戸口の侵入軍に參加し二月十六日後攻の救援軍合戦の時にも軍忠を立たる趣は建武四年三月信惠の上りし目安狀の中に、(三力屋文書載)

一、正月十八日御合戦之時攻寄大手城戸口致合戦忠之條山口入道見知畢、

一、二月十六日後責凶徒等合戦之時罷向山手致軍忠畢、此段高井左近將監多胡彌太郎等見知畢とあり、金崎城兵糧日々に乏しく江魚を釣りて飢を資け或は磯菜を取て日を過しけるが究乏の極終に軍馬を屠食するに至れり、二月も過ぎ三月に至りぬれば攻圍軍は益本城に接近し二日信惠は中澤神四郎、多胡四郎等と共に大手口を攻め其翌日大手口夜戦に參り次て五日の夜戦には片山孫三郎、中澤神四郎等と共に大手矢倉下に攻入り終夜合戦し、更に城内に攻入り左足に疵を被り實檢を受たる狀は前記軍忠目安に、(三刀屋文書載)明なれども此に略す、

此三月五日夜信惠等の城内に攻入りたる夜半許りに新田義貞、脇屋義助、洞院實世、河島維頼等上下七人金崎城を出て袖山城へ落行けり、翌六日卯の尅に大手搦手十萬餘騎同時に攻め入りければ

河野通治、氣比齋晴を初尊良親王、藤原行房、新田義顯等戦死し金崎城終に陥る、或はいふ義貞も此時戦歿せりと、

かく諏訪部信惠の金崎城攻出陣の間本國出雲に於ては伯耆に名和一族の南朝黨ありて互に其隙を窺へり、諏訪部家の同族に諏訪部太郎入道時運其子太郎時行ありて北朝に黨し建武四年七月より翌年正月に至る間に於て伯耆名和軍の出雲に侵入する咽喉部なる安來ノ津を警護し其間伯耆の南朝軍と交戦せし狀は左の文書(三刀屋文書載)に明なり、

出雲國三刀屋郷荳原村惣領地頭諏訪部孫太郎入道時運代子息九郎時行申、去年御敵依蜂起云上郷云當津致御警固訖、隨而伯州凶徒等當津攻來之間、同代官孫太郎馳向防戦被疵之條無其隱者也、就中當大將軍爲當國凶徒等征伐就御下向、即馳參於當津、自去年七月中至于同年九月令勤仕其役之處、自十月一日依有御結番及二番衆迄于十二月々廻致御警固畢、而重正月十五日可警固之旨仰出之間令勤其役之處預御感候、身暇可賜早賜御判可備後證之旨相存候、以此旨可有御披露候哉恐惶謹言、

建武五年正月日

源時行狀

御奉行所

承了判 (三刀屋文書載抄)

とありて、諏訪部信惠の北陸出陣中後顧の憂なかりし所以の者は支族時行の本國を守りたる故なり、
三、美濃伊勢及八幡山の役に於ける諏訪部家 延元元年(建武三年)尊氏を京師に敗り義良親王を奉じて奥州に下り後圖の計をなせし北畠顯家は建武四年八月奥州の軍を率て上洛しければ鎌倉管領足利義詮は上杉憲顯細川和氏をして利根川に防がしめしも軍敗れて鎌倉に還る、之に於て九月廿三日顯家鎌倉に入り義詮以下出奔し顯家の麾下に集る兵雲霞の如く其勢大に振ふ、延元三年(曆應元年)正月八月顯家は鎌倉を出發し夜を日に繼て上洛せしに宗良親王は遠江より來りて顯家に會し總勢五十萬騎、路の左右四、五里の間を押して西上す、然るに前に顯家に破られたる上杉憲顯は相模より桃井直常は箱根より起りて關東勢を集めければ江戸、葛西、三浦、鎌倉、坂東の八氏武藏七黨三萬餘騎にて馳來る、之より遠江にて今川、參河にて高、美濃州侯にて土岐の軍加り總勢八萬餘騎にて先に東海道を上れる顯家の後を追ふて攻上る、尊氏は直義師冬等を遣はして之を拒がしむ、諏訪部信惠は師冬の麾下に屬し延元三年正月二十二日海道に向て出兵し二十二日美濃國山中要害即ち黒地を塞ぎ二十八日(晦日)青野原にて野戦ありしも互に勝敗あり、顯家は路を轉じて伊勢路に向ひしが二月十四日雲津河十六日櫛田河の兩役に於て信惠の軍忠を勵みし趣は建武五年三月三日の目

安狀(三刀屋文書載)に明なり、

かくの如くにして南朝方は伊勢より大和に入り奈良天王寺の戦あり、顯家弟顯信は先に奈良を落ちし南軍を集め和泉堺に出で次て山城八幡山に陣を取り京師を攻めんとす、高師直は北國に在る脇屋義助等の援軍合同せざるに先ち八幡の敵を破りて急ぎ京に歸り以て北國の敵を待たんとして延元三年(曆應元年)七月六日八幡宮に火を放ちければ神寶多く焼失せり、北國の南朝軍は敦賀に至り八幡宮の炎上を聞き實否を糾さんと待つ間に八幡の南朝方は八幡宮炎上の際兵糧を燒きしを以て七月十一日夜中に河内國に歸陣せり、此役六月一日信惠は宇治より洞嶺に向ひ、八幡山戦の時は城戸口より攻上り同日大渡の戦には橋瓜に於て勇戦し十八日放生會川に戦ひ次て七月二日放生會川の再戦に敵を破り十二月禁野片野に於て在家を燒拂ひ五月晦日より七月十二日に至る間數度の合戦に軍功を建し趣は建武五年七月十八日の目安(三刀屋文書載)に詳なれども此に略す、

四、出雲に於ける南朝派の大勢 此期出雲に於て南朝派に屬するものは大原郡淀本庄なる神時實、菅義綱、能義郡利弘庄村上顯長、飯石郡宇佐輔景、佐々木貞家及來島一族、大原郡土屋家、楯縫郡小境伊藤家、出雲郡鵜淵寺南院派、意宇郡岩船寺金藏坊等は其重なるものにして此等勤土家は伯耆の南軍名和一族と氣脈を通して活動せりと雖も大勢上北朝軍に壓せらるゝ觀なき能はず、以

下更に詳述する所あらんとす、

五、伊藤義明 本章第六節四項八五條に記したる小境保一分地頭伊藤義明は建武四年十月頃には出雲守護鹽治高貞の麾下に屬し大和河内兩國の間に轉戦し二上東條の役に參加せしこと左の軍忠狀(萩閩伊藤家)に明なり、

一、出雲國小堺郷一分地頭伊藤次郎義明申

一、屬當國守護人佐々木隱岐太夫判官南都發向之處依自訴事上洛候間於義明者可被責二上東條

近日由承及候間屬當御手致軍忠問事

一、今月十一日二上御敵等退散之處同日山田村凶徒等追拂多々在家懸火則於美曾路越致合戰候事、

一、同月十九日於河内國東條御發向之御供仕致種々合戰了

右大和河内兩國之合戰之次第、佐勘新左衛門尉并湯淺八郎同所合戰之間令見及上者、下給

御判可備龜鏡之由相存候、以此旨可有御披露候恐惶謹言、

建武四年十月廿三日

藤原義明狀

進御奉行所

承了判

次て康永三年頼明天龍寺造營の際の成功により彈正忠に叙せられたり、

六、佐々木貞家 康永四年佐々木貞家出雲屋根山城に據り南朝軍の義旗を擧げたるを以て三刀

屋郷内粟谷村一分地頭諫訪部貞扶其宗家の一族と共に同月二十八日彼城を攻め三月三日落城せり、則ち、

出雲國三刀屋郷内粟谷村一分地頭諫方部彦十郎貞扶捧申軍忠事

右去二月廿七日夜、御敵佐々木次郎左衛門尉貞家、楯籠當國屋根山城之間、廿八日惣領相共馳

向彼城畢、次今月三日責入城内追落凶徒等畢次第、佐々木五郎左衛門尉同所合戰之間令見知者

也、然早賜御證判、爲備龜鑑恐々言上如件、

康永四年三月 日

承候了(高師直)(三刀屋文書載抄)

とありて今飯石郡多禰村に屋根山城址あり、其附近に屋根ヶ谷、屋根ヶ坪等の地名を存せり、又右の諫訪部貞扶(又貞助)は三刀屋郷内粟谷村一分地頭職なるが前の建武五年正月目安を捧けたる諫訪部時行は三刀屋郷菅原村惣領地頭とあれば兩人共信惠一族にして其旗下なる可し、之れ信惠は三

刀郷惣領地頭職にありて此の二人は三刀屋郷内の一部を領有したればなり、

七、四條暇役に於ける諫訪部貞助及扶直 貞和三年（正平二年）十二月十四日尊氏は高師泰兩兄弟を大將として四國中國東山東海二十餘箇國の兵を集め南軍を討たんとす、楠木正行は弟正時を初め一族打連れて吉野皇居に參内して後村上帝に袂別し奉り河内國往生院に着陣す、北軍は南軍に迫れる由を聞き翌正平三年正月二日師泰は堺浦に三日師直は四條暇に着す、五日南北兩軍は四條暇に合戦し正行を初め和田楠木兄弟四人一族二十三人相從ふ者百四十三人忠死を遂げたり、此役諫訪部貞扶は正月一日八幡に馳向ひ師直の麾下に屬し次て四條暇に於て戦功を立てたり、三木三郎左衛門も亦四條暇の役敵陣に突入拔群の功により佐々木高氏より左の感狀を受く、師直吉野行宮を焼き二月七日に至り内郡に發向するや貞扶扶直之に従ふ、八日佐々木道譽父子大和に於て宮方と戦ふ扶直貞扶又軍功あり、以上十二月十四日より二月十二日歸洛する間に於て貞扶扶直の戦功に付ては貞和四年二月十三日の軍忠狀（三刀屋文書載抄）に明なれども此に略す、

今般四條繩手合戦之砌爲見舞戰最中候一族引連罷越、即時敵陣突入無餘類働令感心候此爲勳功賞渡橋村之内前田六町、以來可令領地之條無相違者也、依而感狀如件、

貞和五年正月十日

佐藤判官判

三木三郎左衛門殿（三木龜之助藏）

此戦役も一段落を告げしを以て貞助等は本國出雲に歸陣し國內の南朝軍を掃蕩せし狀は次項の如し、

八、出雲に於ける南朝軍の擧兵 正平五年（觀應元年）に至り大原飯石兩郡豪族等の伯耆宮方と相呼應して奮起するに當り土屋四郎左衛門尉同一族並伊藤彈正左衛門尉大原郡阿用庄蓮花寺に據りて義兵を擧ぐ、之に於て諫訪部貞助は吉田嚴登の麾下に屬し七月八日之を打破り土屋伊藤等を降せり、觀應元年八月（正平五年）を以て貞扶の進めし軍忠狀に、

土屋四郎左衛門尉同一族等、並伊藤彈正左衛門尉以下凶徒等爲御敵、楯籠出雲國阿用庄蓮花寺城之間、去七月八日屬于守護方御手押寄之處件凶徒等皆以令降參訖、

とありて此降參せし四郎左衛門尉の末路に付ては土屋家古記録（大原郡阿用村土屋家藏）に、

觀應元年七月八日阿用庄蓮華寺別當伊藤彈正左衛門同庄地頭土屋勝長之弟土屋四郎左衛門尉同一族蓮華寺に楯籠るの處、御敵諫訪部殿押寄之處皆以而降參せる四郎左衛門は諫訪部家にて忠勤を抽して特遇之待遇を受け世々安樂に暮せり、

とありて伊藤彈正左衛門が蓮華寺城に據りしは同寺の別當なるを以て此寺山を根據とせしものな

刀郷惣領地頭職にありて此の二人は三刀屋郷内の一部を領有したればなり、

七、四條暇役に於ける諫訪部貞助及扶直 貞和三年（正平二年）十二月十四日尊氏は高師泰兩兄弟を大將として四國中國東山東海二十餘箇國の兵を集め南軍を討たんとす、楠木正行は弟正時を初め一族打連れて吉野皇居に參内して後村上帝に袂別し奉り河内國往生院に着陣す、北軍は南軍已に迫れる由を聞き翌正平三年正月二日師泰は堺浦に三日師直は四條暇に着す、五日南北兩軍は四條暇に合戦し正行を初め和田楠木兄弟四人一族二十三人相従ふ者百四十三人忠死を遂げたり、此役諫訪部貞扶は正月一日八幡に馳向ひ師直の麾下に屬し次て四條暇に於て戦功を立てたり、三木三郎左衛門も亦四條暇の役敵陣に突入拔群の功により佐々木高氏より左の威狀を受く、師直吉野行宮を燒き二月七日に至り内郡に發向するや貞扶扶直之に従ふ、八日佐々木道譽父子大和に於て宮方と戦ふ扶直貞扶又軍功あり、以上十二月十四日より二月十二日歸洛する間に於て貞扶扶直の戦功に付ては貞和四年二月十三日の軍忠狀（三刀屋文書藏抄）に明なれども此に略す、

今般四條繩手合戦之砌爲見舞戰最中候一族引連罷越、即時敵陣突入無餘類働令感心候此爲勳功賞渡橋村之内前田六町、以來可令領地之條無相違者也、依而威狀如件、

貞和五年正月十日

佐藤判官判

三木三郎左衛門殿（三木龜之助藏）

此戦役も一段落を告げしを以て貞助等は本國出雲に歸陣し國內の南朝軍を掃蕩せし狀は次項の如し、

八、出雲に於ける南朝軍の擧兵 正平五年（觀應元年）に至り大原飯石兩郡豪族等の伯耆宮方と相呼應して奮起するに當り土屋四郎左衛門尉同一族並伊藤彈正左衛門尉大原郡阿用庄蓮花寺に據りて義兵を擧ぐ、之に於て諫訪部貞助は吉田殿覺の麾下に屬し七月八日之を打破り土屋伊藤等を降せり、觀應元年八月（正平五年）を以て貞扶の進めし軍忠狀に、

土屋四郎左衛門尉同一族等、並伊藤彈正左衛門尉以下凶徒等爲御敵、楯籠出雲國阿用庄蓮花寺城之間、去七月八日屬于守護方御手押寄之處件凶徒等皆以令降參訖、

とありて此降參せし四郎左衛門尉の末路に付ては土屋家古記録（大原郡阿用村土屋家藏）に、
觀應元年七月八日阿用庄蓮華寺別當伊藤彈正左衛門同庄地頭土屋勝長之弟土屋四郎左衛門尉同一族蓮華寺に楯籠るの處、御敵諫訪部殿押寄之處皆以而降參せる四郎左衛門は諫訪部家にて忠勤を抽して待遇之待遇を受け世々安樂に暮せり、
とありて伊藤彈正左衛門が蓮華寺城に據りしは同寺の別當なるを以て此寺山を根據とせしものな

り、諏訪部家に降りし土屋四郎左衛門は土屋家古記録に見る如く優待せられて安來警固の勳功により三刀屋郷菅原五十貫の地を賞給せられたること左の如し、

土屋四郎左衛門尉出雲國三刀屋郷菅原五十貫之事、八月八日致安來津警固依勳功賞給地充行候全令知行可抽奉公狀如件、

觀應二年正月 諏訪部信惠花押

土屋一族と呼應して飯石郡に興りし南朝軍は來島藏人佐々木貞家にして來島庄由木城（今頓原町の南部）に據り義兵を擧げしも正平五年七月十二日諏訪部貞助の爲めに敗られたり、觀應元年八月貞助の進めし軍忠狀に

御敵來島藏人三郎入道以下凶徒楯籠來島庄内由木城之間、同月十二日押寄之處御敵等令降參畢、

とあり、來島は今飯石郡來島村大字上來島下來島あれども此時代の來島庄は今の來島村頓原村地方を包含せしもの、如し、其證は來島庄内由木城とある由木城は今頓原村内に在るを以て察せらる可し、

由木城に破れたる來島藏人及康永四年三月三日屋根山城を退居せる佐々木貞家は百挫屈せず更に

勢力を回復し相聯合して野萱及下子城に立籠り義旗を擧げたるも同十三日諏訪部貞助の爲め攻め落されて敗亡せり、例の軍忠狀に、

同來島藏人次郎佐々木近江次郎左衛門尉貞家以下輩楯籠同庄内野萱並下子城之間、同十三日押寄之處凶徒等令没落畢、

とあり、野萱城は通稱三日市と稱する地に在り、今來島村大字に野萱ありて頓原村赤穴村の中間に位す、下子城も亦此附近にあるべきか定かならず、此佐々木貞家は康永四年三月日貞助の軍忠狀には佐々木次郎左衛門尉貞家とあり、觀應元年八月日の貞助軍忠狀には佐々木近江次郎左衛門尉貞宗とあれども宗は家の誤寫ならん、其年代といひ行動といひ將又俗稱といひ皆同一人と思はるればなり、一方の文書に於て佐々木の下に近江の二字あるは其本貫を示す爲めに付加せるに過ぎず、

野萱及下子城に破れたる來島藏人佐々木貞家は伯耆の南朝軍の來援する噂あるを以て貞助は安來津に向ひ以て伯耆南朝軍の侵入を扼せり、然れども伯耆南朝軍の來援はなかりしも十三日に至り佐々木信濃五郎左衛門尉、同第六郎左衛門尉足利直冬に應じ備後高野山より進撃せり、貞助先鋒となり勇戦し富田關所を警固し之を扼止せり、之と同時に南朝軍なる楯縫郡小堺城主伊藤元智は土屋辨房、多久中太郎等と俱に佐々木六郎左衛門尉と相應じて義旗を白濁に揚げ以て南北相呼應して吉田嚴覺

及諏訪部貞助を狭撃せんとす、野萱下子落城の日は恰も白濁橋にて伊藤元智の奮戦せし日なり、然るに元智等の兵敗れて平濱八幡に退き翌日此にて戦ひしも終に志を達せざりき、白濁橋は後のカラカラ橋にして今の松江大橋なり、平濱八幡は松江市の東南約一里を隔つる今の竹矢村内に在り、萩関伊藤家の條に左の元智軍忠狀あり、又忌部總社神宮寺根元錄は更に詳細なることを以て左に引出す、

出雲國小境伊藤平五郎入道元智申軍忠事

右去年八月十二日佐々木六郎左衛門尉相共揚御旗、同十三日於白濁橋終日致合戦忠節、若黨數輩抽軍忠被庇訖、中太郎入道令存知者也、次今年正月廿六日當國御發向之時、馳參致軍忠訖、御到着分明之上者賜御證判爲備後證恐々言上如件、

貞和七年二月 日

承了

出雲國小境平五郎入道元智申軍忠事

右去年八月十二日伊藤彈正左衛門尉相共揚御旗、同十三日於白濁橋終日致合戦忠節、若黨數輩抽軍忠被庇訖、此等之次第同所合戦之仁土屋辨房並多久太郎入道令存知者也、次今年正月廿六

日當國御發向之時馳參鹽冶郷屬御手至子実道八幡御供仕、度々御着到明分也、然者早賜御證判爲備後證恐々言上如件、

貞和七年二月 日

承了

正平五年七月伯州名和一族聯絡旗上雲州凶徒誅伐奮記、諸豪族中之飯石郡來島庄佐々木一族佐々木信濃守五郎左衛門尉殿、同近江守六郎左衛門殿者、八月中旬伯州名和一族有聞來援由、從來島經備後高野山、打出仁多郡阿井、能義郡富田庄、合戦雲州凶徒、雖到早且伯州攀援軍到着無之、終平原八幡之合戦敗亡、入夜佐々木五郎左衛門尉殿、從大庭出平原越忌部路逃曹泉寺山内、雲州至避凶徒難、然弟佐々木近江守六郎左衛門尉殿、同夜於平原誤方位走黒目山麓西、市崎殿市戦死落馬、以俚民市崎山上埋葬、後日歸郷淀本庄中澤三郎之一族、從久多見地頭達五輪塔、依曹泉、普賢兩寺僧行追善供養、從是郷中者多曹泉寺方歸依、

(忌部總社神宮寺根元錄抄)

之に對する北朝軍なる諏訪部貞助の軍忠狀(三刀屋文書載)は當時の戦狀を詳悉せること左の如し、

前)伯州凶徒等打越當國之由有共聞之間、八月八日馳向安來津致警固、同十二日云々雲州御敵佐々木信濃五郎左衛門尉同六郎左衛門尉以下御敵、同十三日打出高野山之間懸先陣致至極合戰、至于富田關所御供仕終夜抽忠節之條、吉田兵衛次郎被存知者也、翌日十四日於平濱八幡合戰之時致忠訖、

要するに出雲に於ける南朝軍は諫訪部家の勢力に壓倒せられ餘りに振はざりしもの、如し、然るに直義直冬南朝に歸順し直冬の石見に下向し南朝勤王の士を募るや出雲の形勢も一變し諫訪部家も其態度を變ずるに至れり、

其二 石見武家の態度

一、御神本一族の向背 前に記したる如く尊氏は延元々々年京師の戦に敗れて西國に走るや、義貞播磨を經略するに當り石見周布郷惣領地頭御神本兼宗は三月晦日播磨赤松城攻圍戦に加はり四月に入り奮戦左手を射られ且又峯役所を警固せり、其軍忠の趣は萩閩周布家の條に於て延元々々年四月廿三日付兼宗の軍忠狀及び太平記に詳なれば此に略す、周布家が宮方たるに反して同族石見福光上村地頭御神本三郎太郎兼繼は武家方として諸處に轉戦せることは建武三年七月兼繼の軍忠狀にて知らる、(大日本史料所收)

二、上野頼兼石見を經略す 石見に於ける南朝軍は出雲に於けるものと其形勢を異にし優勢の地位に在り、其主なるものは曆應三年八月廿五日三井資基の軍忠狀にも見る如く工藤三郎、日野宰相、新田左馬助、吉見八郎、高津興次、都野神主、周布、福谷、三隅入道以下とあるものなり、之に於て尊氏は上野頼兼をして長門周防の武家方軍をして石見西部より侵入せしむ、頼兼の旗下長門國人永富季有及吉川經明は建武三年五月十八日石見美濃郡黒谷城を攻め次で九月十六日頼兼は石州凶徒退治として永富季道の兵を徴し次で十二月に至り又周布兼宗の兵を徴せること左の如し、(萩閩周布家條)

石州凶徒誅伐事、不迴時日馳下彼國、相催一族等、屬上野左馬助乎、可致軍忠之狀如件、

建武三年十二月廿三日

(花押)(足利尊氏)

御神本彦次郎入道殿

三、三隅兼連一族及び周布兼茂の勤王 前に御神本系圖に記したる如く三隅周布兩家は共に御神本の支族なり、

イ、兼連の信仰と其性格 兼連性謹嚴にして奉公至誠の心に富み當時武士が其旗章に家紋を描きて自家の家格を示し或は神佛號を書して其信仰的態度を現はすを例とせしが兼連は之と稍趣を異

にし其旗章には左の古句を書せり、

義重於泰山、死輕於鴻毛、

之れ其信條を現はしたるものなり、此旗往年まで安濃郡刺鹿村圓光寺に藏したるに朽損して現存せざるは遺憾なり、兼連が生前墳墓の地と定めたる三隅高城麓に在る正法寺は兼連の開基と傳へ當寺の古記に、

當寺本願信性禪定門 靈位

とありて信性は兼連の入道名なり、正法寺は前後に丘山屹立せる峡谷中に在り、谷の奥部巖巖突兀たる丘端を正法寺奥ノ院と稱す、此に天然岩石に穿ちたる巨室二ありて駢立す、一は幅五尺高六尺奥行七尺他の一は幅六尺高六尺奥行七尺にして一室には伊勢内宮を祭り他の一室には伊勢外宮を祀る、巖室前面に小池あり中に小島を築き清冽なる碧潭は賽者の影を寫し自ら人をして襟を正し邪心を清拭せしむ、窟上には數百年を経たる巨松蒼鬱として枝を垂れ四圍の風物をして一層森嚴ならしめしに去る明治二十七年の大風雨に當りて倒折せり、

此奥ノ院は兼連の設定せるものにして兼連は日夕此奥院に賽し以て伊勢大廟を拜せりといふ、唯自己が天祖を崇敬し尊皇に至誠を捧げしのみならず其部下の將士に對しても常に勤王の大義を鼓吹

せり、當時利慾の爲めに誘惑せられ奕棋の如く其主を易ふる土風墮落を戒飾し常に誡めて曰、汝等若し邪念起らば奥ノ院に賽し聲を限りに精力を籠めて天照皇御神宮の御神號を連呼せよ邪念終に去る可しと、以て其熱烈なる奉公至誠の狀を想見す可きなり、蓋し正法寺は眞言宗に屬し兼連此宗に歸依し入道して信性と號せし程なれば其眞宗密咒の精修法を尊王奉公の大義に應用し以て勤王的練膽を鼓吹せしものなり、されば南北朝期天下亂離大義名分湮滅せんとする秋に當り兼連始終一貫其旗銘と共に苦節を効し終に王事に殉せし所以實に此に存す、獨り兼連のみならずかゝる名將を戴ける部下も士風勇決の美風を馴致し三隅高城が弧軍重圍の中に在りて屈せず撓まず義旗を輝したる所以なり、兼連の教訓は永く後世に及び近時尙ほ里人は正法寺奥ノ院に七度參拜すれば伊勢大廟に自身一度參拜したると其功德相同じと信ぜり、正義の力の如何に偉大なるかを想察するに餘あり、然るに大正五年の頃正法寺住職は奥ノ院の一の岩窟に稻荷大明神を他の岩窟に地藏尊を祀りし以來此榮光ある名蹟地も將に湮滅せんとするのみならず奥ノ院の風物荒廢の狀あるを以て當地方の有志は其再興に努め居れり、

ロ、勤王 兼連の據り以て勤王の大義を唱へし岡見の碓石城、三隅高城等は兼盛兼連二代の間に完成せるものなり、高城の構造に付ては已に前に述べたるを以て此に略す、碓石城は高城の外城

として兼連部下の據りしものなり、元享三年藤原隆持石見守となり赴任す（本偶第四章B項參看）
隆持來着後守護地頭との交際も圓滿にして屈從的地位に甘じ世人よりは座敷陪堂をなす都にて食ひ
兼ねし人なるべしとて其體を見ては袖を引き合ひて嘲笑せりといふ、然るに兼連及周布兼家は何の
見る所ありしにや隆持と親交を結び優待し其家に長く留らしむるを常とせり、偶隆持の三隅滯在中
一人の山伏僧來游し隆持と一面議あるもの、如く座に上りて會食し談中北條高時の狂暴にして叡慮
を惱ますこと甚しきを説くに及び二人聲涙共に降る、兼連座に在り慷慨に堪えず諸人を退け鼎座密
談數刻に及び、安そ知らん腰拔國守は朝廷の内命を受け國情を牒知せる爲め特に下國せるものに
て山伏僧は右少辨俊基の變裝せるものなりしといふ、之れを實に兼連が志を皇室に寄せし初めな
りけり、爾來兼連が勤王は前にも記せる如く元弘三年閏二月下旬後醍醐帝が隱岐を逃れ出で船上山
行在所より勤王の兵を召さるゝや兼連直に一簇郎黨を率ゐて船上山に馳參したるは太平記に明記せ
る所なり、次で帝の船上山行在所より還幸あるに當り兼連一族を率ゐる車駕に陪し六月入京す、
延元々年正月廿七日洛中の戰に於て尊氏敗走し再舉を圖るに當り上杉憲顯を使としう石見に下ら
しめ以て三隅兼連を誘致す、兼連毅然として之を卻け却て自ら河内城に據りて戰備を修め長男兼知
を將として其一族周布郡内村地頭藤原兼茂等多くの將士を率ゐる延元々年七月二十一日足利黨なる益

田城を攻めしむ、河内城は三隅の本城なる高城の南門警固の口に當り今西隅の宇河内に在りて益田
進撃の道に當り其城跡尙ほ存す、此役三隅軍は益田城の一角を攻破し部將大進房の頸を得たる趣は
萩閩周布家の條に、

石見國周布郡内村地頭孫六藤原兼茂謹言上右當國蜂起之間、屬三隅二郎入道信性、楯籠
河内城之處、朝敵人大將益田二郎太郎兼行、同舍弟三郎、乙吉十郎以下之輩、卒數千騎之軍勢
等、楯籠益田城之間今月廿一日押寄彼城、責破北尾崎木戸、致散々合戰、大森代大進房討取畢、
仍大將三隅太郎兼知見知之上者、早賜御一見狀爲備上覽粗言上如件、

延元元年七月廿六日

承候了 沙彌信性(判)

とありて兼茂の戦功を三隅兼連の認めたるものなり、此頃隣國周防の大内氏は二派に分れ弘幸弘世
は尊氏に黨し弘直は宮方に屬し相争ひ弘直は石見に來り三隅氏に頼る、兼連は弘直を援けて來侵せ
る大内益田の兵と岡見大山に戦ひ弘直戰没す、實に延元元年七月七日なり、先に美濃郡西部を經略
せる上野頼兼は漸次進んで那賀那に入り延元二年四月安藝の武田、吉川、長門の厚東石見の小笠原等
聯合し四月五日三隅に迫りしも各地の戦にて之を鄙け勝に乗して五月小河關所を破り進んで長門阿

武郡に入り彌富福田生賀を焼き二十二日賀年城を攻めて所在を經略す、此役三隅兼連高津長幸（道性）内田彦太郎奮戰尤も努む、曩に兼連に屬して戰功ありし周布郷内地頭藤原兼茂又力戦し其家士負傷せしを以て兼連は左の承認狀を與へたり、萩岡周布家條に、

石見國周布郷一分地頭孫六兼茂今月廿二日長州賀年城合戰之時家子内田彦太郎兼家頭打郎被疵之條實檢畢、
中平十

延元二年五月廿四日

石見守(判)

とあり、之に對する敵方石見長野庄惣政所虫追政國の軍忠狀に對比せば其戰狀更に明なり、則ち、

石見國長野庄惣政所虫追四郎左衛門尉政國中

欲早依合戰軍忠、預御一見狀備後日龜鑑問事、

右五月四日於賀年城致警固、可抽軍忠由、預御教書問、率一族楯籠彼城處石州凶徒三隅太郎高津與二以下輩、今月十一日打出阿武郡内、追落小河關所、燒拂彌富福田生賀以下、同廿二日己刻寄來賀年城之間、至干丑時、日夜散々合戰處、左跪射疵、自大手打出凶徒波多野彦六郎并難波中務入道、旗二流追落取之、且合戰次第等驚目候哉、仍預御一見狀、爲備後日龜鏡、粗言上如件、

建武四年五月 日

承候了周防權守判 (益田家文書)

とあり此頃武家方小笠原貞宗は河上孫三郎の城を攻め濱手に於て戦ひし狀は庵原家文書に、

石見國河本郷一方地頭小笠原信濃守貞宗代桑原九郎次郎家兼申軍忠事、

打寄今月十二日河上孫三郎入道城郷、於濱手小笠原又太郎長氏相共致軍忠候畢、爲向後可預御證判候、仍言上如件、

建武四年七月廿五日

承了(花押)

とあり、かく周布兼茂は宮方に忠勤を勵みしにも拘らず其一族周布郷地頭兼宗(蓮心)及福光上村地頭福光兼繼は武家方として活動せるも本縣内の攻戰に關係薄きを以て此に略す、

四、市山城の役 前に記せる如く邑智郡小笠原家は武家方として孤立せるを以て其根絶を期せし故にや、延元四年七月五日南朝黨なる、新田義氏を初め福屋、高津、津野神主等市山城を攻め次て木村山城の戦あり、そは

石見國即本郷一方地頭小笠原信濃守代武田彌三郎入道申

右去七月五日市山城御敵新田左馬助福屋孫太郎高津余二津野神主長瀬八郎以下打寄之間、爲後局同七日小笠原又太郎相共馳向之時御敵引木村山構城郷、同十二日打寄彼城郷於搦手土屋彦太郎相共致散々合戦、津野神主手物源三打取畢、則頸御見知之上者、爲後證欲預御一見狀、仍狀如件、

曆應二年八月二十日

承了(花押)

(庵原定藏)

とあるにて知らる、此役津野神主の謀臣大島三郎戦死す、

五、豊田城の役 先に三隅の役に破れし上野頼兼は曆應二年十月豊田城を攻む、城は内田工藤三郎致茂の據れるものにして今美濃郡豊田村大字横田字二本松に在り、高津川其麓を周り山勢東西に長く引けり、丘の高さ約八十メートル許にして丘上に約壹反歩の平地あり、所々石疊を存し横田安富の平地は眼下一眸の内に在り此城山南麓に平坦なる高地上下二段あり上段は貳段歩許り之を城の臺と稱す、下段壹段歩餘ありて上野と號す、下段に古井壹所を存し二段の間高約三間許りの差あり、蓋し上段は内田家の館址なる可く下段は従士の邸址なるべし、曆應二年十月豊田城攻の役に參加せるは吉川經明にして其軍忠狀左の如し、

吉河次郎三郎經明申軍忠事

右今月十三日押寄石見國豊田城内田工藤三郎標之合戦之時、致軍忠畢、此子細上野四郎殿御見知之上者、

給御判欲備後證、仍言上如件、

曆應二年十月 日

承了判(上野頼兼)

(吉川家什書)

豊田城主致茂は致員(本篇第三章第六節四項一四一條參看)の後にして横田内田を領するを以て内田三郎とも稱す、内田は高津長幸の領地ツツ甘子の西南に隣し其南隣は賊領虫追の地なり、故に豊田城は長幸の援護せざる可らざる唇齒的關係あるものなり、頼兼日夜攻城を緩めず致茂も亦防戦屈する處なし、之に於て頼兼長圍の計をなし丹嶽に向陣を張る、翌興國元年八月十八日夜丑刻長幸は日野邦光、新田義氏、吉見八郎、津野神主、周布兼宗、福屋兼景、三隅兼連等と大舉して豊田城を援け敵軍を強襲して奇功を奏す、此夜襲戦に當り敵中に突入して最も花々しく戦ひしは長幸の子二郎三郎にして敵も味方も賞讃措かざりしが重傷を被り敵人周防國守護代土屋四郎左衛門定盛の副將平子彦三郎重嗣に生擒せらる、主將頼兼は二郎三郎を前に引出し武士の不面目此上なしと恥かしむ、二郎三郎は汝等の如き生きて賊徒の走狗たるよりも死して護國の鬼たるに如かずと痛罵止まず従容と

し殺さる、

敵の主將は足利氏の一門にして其兵は長門周防安藝の精兵を選りたるものなれば翌十九日直ちに陣立を改め大手山手の合戦最中一隊を分遣し益田氏に案内せしめて高津城の虚を衝く、留守居在番高津孫三郎克く防ぐ、賊將頼兼圓嶽を下り正々堂々豊田原に陣を取り、雌雄を決せんとす、官軍又之に應じて陣を張る布置法に適ひ對陣數日、賊は一旦陣を拂ひ川を渡り隅河（今高城村の隅村）に退かざるを得ざるに至れり、

川を隔て、對陣すること二ヶ月、十月に至り頼兼軍兵を増し再び來て豊田城を攻む、十月十五日城終に陥る、此役に關する文書左の如し、

石見國御神本益田孫次郎藤原兼見申軍忠事、

右今年七月六日爲追伐當國凶徒、大將軍御發向之間、今御供仕、於允竹山御陣、致日夜警固畢、同八月十三日押寄豊田藤三郎致員城、反合□□□、同十八日夜、日野左兵衛佐國光、高津與次長幸以下凶徒、爲後卷寄來之間、翌日^{十九}於大手致度々□□□退落畢、同日馳向高津城、於山手捨一命抽忠節、□□□田御陣致警固忠切畢、如此所々軍忠之段、侍所松田左近將監令見知之上者、賜御一見狀、爲備後證、恐々言上如件、

曆應三年八月廿七日

承了(判)(上野頼兼) (益田家什書抄)

周防國仁保多々良兩庄一分地頭平子孫太郎親重申軍忠事、自最初屬御手、去八月十八日令發向于石州豊田城、小山陣取之處、御敵日野左兵衛佐、高津與次、豊田工藤三郎以下凶徒等、夜討寄來之間、捨身命致合戦、同十九日、山手御敵追拂畢、其後豊田原取陣、致夜縮警固之處、同十月十五日夜、彼城内之凶徒悉責落畢、如此忠勤之條、御見知之上者、賜御一見狀、爲備後證之龜鏡、恐々言上如件、

曆應三年十月 日

承了(但馬權守判)

平子彦三郎重嗣軍忠事、去七廿五日、差進周防國守護代土屋四郎左衛門尉定盛於石州之處、相副重嗣代官平子彌九郎時重、八月三日馳參大將軍左馬助殿御陣圓瀧、令警固所々役所、同十三日取卷豊田公藤三郎城之刻、重嗣相加弘員令發向、同十八日夜^刻日野左兵衛佐、新田左馬助、

第六篇 守護地頭時代

高津余次以下凶徒等、爲後卷致夜討之處、重嗣致隨分合戰追拂、生捕高津二郎三郎、則誅伐候畢、次取陣于豊田原經數日、取移隅河之陣送兩月、致連々合戰、固水通通、抽夜措以下之忠、中間彌四郎被疵、十月十五日、攻落凶徒等、同廿三日、發向高津取陣于須子原、至于今致拔群之軍忠候、此條若偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候恐惶謹言

曆應三年十二月十二日 但馬權守弘員

進上御奉行所

(以上二通萩閨三井、三浦家條抄出)

以上によれば豊田城攻は曆應三年七月十三日頼兼の兵が圓嶽に向陣を取、し以來南朝軍の合撃も功を奏せず十月十五日終に落城せり、

六、稻積城の役 豊田落城後興國元年十月廿三日上野頼兼は高津小山城に對する須古山に據り侍所松田左近將監以下諸兵須子原に陣し以て日野邦光の據れる稻積城と高津長幸の本城なる小山城とを攻めしことは左の益田家文書に見ゆ、

石見國御神本孫次郎藤原兼躬申軍忠事

右去年八月十九日大將軍上野左馬助殿打向高津稻積兩城、被召須古山御陣之、兼躬令御共、日

々夜々馳向高津余次長幸之城、毎度抽軍忠畢、仍今年二月十八日夜詰落彼城畢、此段侍所松田

左近將監令見知畢、云々、

曆應四年二月二日

承了(判)(上野頼兼)

とありて、頼兼の計は兩城の聯絡を絶んとするにあり、稻積城は吉田村に在りて益田城と相對す城は一丘山にして稻積川其麓を周り大手口は西北方に作られ高津城と相距る一里許り、山上に約壹反歩許りの平地あり、稻積城攻圍を受け城中糧食缺乏に苦しむ、興國貳年正月十八日三隅兼連兵糧を贈る、益田兼見袴田の狭路に於て之を妨けしも遂に城中に入る、を得たり、越えて二月十八日日野邦光は重圍を脱して稻積城を去る、高津長幸節に殉し終に開城の已むを得ざるに至れり、此役に關する益田兼躬の軍忠狀は其戰狀を知る可ければ左に抄出す、

石見國御神本孫次郎藤原兼躬申軍忠事

右當國凶徒日野左兵衛權佐邦光以下輩、楯籠稻積城之間、依爲近所、兼躬□□致御陣警固、馳向彼城度々合戰抽軍忠畢、次凶徒三隅次郎入道信性、去正月十八日夜、稻積城被入兵糧米之間馳向袴田挾所致散々合戰、打留兵糧米、御敵信性家□□藤三打取、即侍所松田左近將監被見知

畢、去年八月十九日取卷彼城毎日毎夜致軍忠、今年二月十八日夜詰落畢、此段御存知之上者、
爲預御證判、粗言上如件、

曆應四年三月 日

承了(判)(上野頼兼)

とあり、城主の喪は深く秘して之を發表せず位牌墓石等にも一切卒去の日を記さず唯落城の日則ち興國二年二月十八日を以て命日として祀れるのみ、長幸の長子次郎三郎が興國元年八月十八日豊田城の戦に於て奮戦力闘父に先ちて陣歿せしことは已に前に述べたり、次子孫三郎は長幸卒去の後高津城を回復し興國三年二月賊軍三隅に來侵の際波多野彦三郎、河越安藝守、得屋彦三郎と共に三隅の外援として岡見の大多和外城に三月迄在陣せしことは明なれども其後聞えず、よりて本宗吉見氏より一族を派して高津家を繼がしむ、

七、高津小山城 其一生を南朝勤王に捧げて始終渝りしことなく卓然として回天の偉業を翼賛せし高津長幸の高津小山城は其領地なる美濃郡高津町大字高津に在り、此地後年津和野藩主龜井家が眞福寺を改めて柿本神社を建立せし以來縣社柿本神社の社地となれり、

小山城は南方より來れる本郡第一の巨川高津川其の麓を環流するあり、東北方は遠く吉田村の平

野なる益田盆地を控え城山は高さ約八十メートル許の獨立丘にして山勢甚だ峻峻容易に登る可らず、其の丘尾西南方天狗山に接する部分は人工を以て兩丘間を切斷して切岸を作る、頂上甲ノ丸は楕圓形をなせる平地にして長徑二十メートル短徑十六メートル之より稍下りて二ノ平あり、其幅廣き處は三メートル狭き所と雖も四メートルに及ぶ、甲ノ丸の四圍を周る三ノ平は東方に突出し其幅十二メートルありて背面には高丈餘の切岸を周らす、之に次げるは四ノ平にして現時柿本神社の鎮座地なり、更に其次に五ノ平ありて大手口に接す、甲ノ丸より丘高さ稍低くして相連續せる小丘に出丸の址あり、此出丸の丘勢東北に延びて低下せる丘上に八幡宮あり、之れ長幸の崇敬せし城内鎮守の氏神なり、

城山と狭き峡谷を隔て、相對する一小丘あり丸山と稱す、之れ出丸の一なるべし、本城搦手は小丘連亘し防備固からざるを以て此背面防備の爲め士卒を住居せしめたり今土居と稱す、土居の跡四所相連接す、則ち一は二十四間四方二は十二間に四十九間、三は二十五間四方、四は七間餘に六十一間にして築堤壘壁の跡歴々徴す可し、清泉亦其附近より湧出す、城山と丸山との北方前面は今田と變ぜるも此地に天守(傳馬守か)等の名を存せるは往古高津家の館址なるべし、又丸山下に寶篋塔式の古墳あり、年久しく墓後の岸崩れて一部土中に埋まり居りしが近年之を整理せり、之れ高

津長幸の墓墳なりといふ、大正十三年十月十二日長幸に對し正五位を贈らせ給へり、

八、三隅高城の外城陥る 曆應四年六月直義武田信武を遣して石見の南朝軍を撃たしめんが爲に内藤教泰をして出兵せしめし趣は萩内藤家の條に其軍令を載たり、七月に至り北朝軍は石見の南朝軍を攻めんとして安藝大朝に陣し奥原に進み大多和城を攻む、興國三年二月一日南朝方なる福屋城は開城したるを以て北朝方は十二日小石見城を侵す、十七日石見官軍の總大將新田義氏等出て降る、周布城主周布兼氏賊に降りければ小石見城の守將井村兼雄(三隅兼連の子)は夜圍を衝いて井村に走る、賊二城を屠り破竹の勢を以て二十二日三隅の高城に迫る、以上の戦狀に付ては逸見有朝及須藤景成の軍忠狀に詳なれば左に抄出す、(小早川什書及吉川家什書抄)

安藝國安木町村地頭逸見五郎二郎入道大阿代子息四郎有朝申軍忠事、

一 略前) 同廿六日(曆應四年七月ヲサス) 大多和城凶徒都野左近將監保通、邑智備後介宗連以下降參了、

一 自去年八月八日、至于當年二月一日、取卷福屋城日夜軍忠之處、同九月一日、於大手巾尾、

舍弟六郎有經被射通左鼻崎江右口脇、並旗差左近二郎被右腰、此條福島左衛門四郎入道、

並内藤二郎於兩使被見知之候了、依而福屋彌太郎左衛門尉兼舍弟修理亮令降參了、

一同二月十二日、自福屋城令發小石見城取陣、同十七日凶徒總大將新田左馬助義氏、並周布城

凶徒左近將監兼氏令降參了、同夜小石見城凶徒井村石見權守兼雄以下令降參了、

一同十八日、令發向周布城致軍忠了、

一同廿二日、令發向三隅、對大多和外、並鳥屋尾、矢原三ヶ所之城取陣、日夜所致軍忠之處

同三月十七日夜鳥屋尾之城令退治候畢、其後大多和外城高津原孫三郎波多野彦三郎河越安藝

守、徳屋彦三郎令降參了所詮自去年七月八日、至于當年五月廿七日、令致警固、度々軍忠畢、

云々

曆應五年六月十八日

源有朝狀

進上御奉行所

承了(判)

安藝國大朝本庄一分地頭吉河辰熊丸代須藤彌五郎景成申軍忠事

(略前) 一同二十二日大和田城凶徒都野左近將監、邑智備後介以下令降參了、

一 自去年八月八日、至于當年二月一日、取卷福屋城、致日夜軍忠之處、福屋彌太郎左衛門尉、

並舍弟修理亮以下凶徒等令降參了、

一同二月十二日自福屋城令發向小石見城取陣、同十七日、凶徒惣大將新田左馬助義氏、並周布城凶徒左近將監以下令降參了、同夜小石見城凶徒井村石見權守兼雄以下令降參、同十八日、發向周布、致軍忠了、

一同廿一日令發向三隅城、對大多和外、並鳥屋尾矢原三ヶ所城取陣、致日夜軍忠之處、同三月十七日夜對治鳥屋城了、而其後大多和外城凶徒高津孫三郎波多野彦三郎、河越安藝守、徳屋彦三郎等令降參了、云々

康永元年六月廿三日

承了(花押)

興國三年二月二十二日頼兼の兵三隅の高城に迫る、三隅の兵之を細田河原に邀ひ撃ちて城内に引上ぐ、之より三隅高城と大多和外城、鳥屋尾、矢原の三城の聯絡を絶てり、細田河原は三隅高城の麓を圍れる三隅川の下流に當り今の三保村大字西河内字細田の内に在り、大多和外城は今の岡見村青浦山に在り、井村城は今の井野村大字井野字井戸屋川に、矢原城は西隅字矢原に在りて三城は三隅高城の藩屏となりて鼎立せる外城なり、然るに三月十七日鳥屋尾城陥りしこと曆應五年六月益田兼躬の軍忠狀に見ゆ、尋て大多和外城落つ、然れども來原井村の南朝軍奮起したるを以て六月廿四

日來原戰あり、孫四郎貞盛戰死のこと上野頼兼貞和五年正月十八日の注進狀(萩岡周布家條)に見ゆ、次て九月十日又來原の戰あり、康永元年十二月頼兼小石見城を攻め益田兼見の參加せし趣は同人康永二年正月九日の軍忠狀に「去年十二月晦日發向小石見城、攻山内之時、中間竹一丸被疵云々とあるにて知らる、

九、都野城及三隅の役 興國四年二月二日上野頼兼益田兼見等南朝軍の據れる、都野城に迫る、城は都野郷にあり要害山と稱し都野氏の居城なり、三日捲卷の戰あり、爾來十一月迄對陣せり、益田兼見の軍忠狀(益田家什書)に、

一當年二月二日御向于都野城之時御供仕○同三日於總卷陣致軍忠畢、加之迄于同七月十二日致警固當陣訖、

一同月廿九日、三隅御發向之時取陣於岡見、致晝夜之警固畢云々

以前條々之軍忠如斯爲後代欲以賜御證判、粗言上如件、

康永二年八月廿一日

見知了(判)(上野頼兼)

とあり、頼兼の軍都野城を圍める機に乗じ三隅の官軍二城を復し將に益田城を衝かんとせり、之に於

て頼兼兼見等西歸し七月二十九日岡見に陣す、八月十三日三隅兼連敵の中堅頼朝兼の本陣を衝く益田の兵横より三隅の軍を撃つ兼連の家士新次郎奮戦遂に陣歿す、之れ康永二年八月廿一日益田兼見の軍忠狀に「康永二年八月十三日同所三隅因徒令打出之間、奉隨從上野四郎殿、致種々合戦、討取御敵三隅次郎入道信性之家人新次郎畢」とあるものなり、三隅軍黑澤城より美濃郡の南朝軍と通し將に益田城背より威嚇せんとす、黑澤城は三隅高城は三隅高城の東南二里許今の那賀郡黑澤村大字黑澤に在りて美濃郡に通ずる要路に當る、頼兼兵を分ち八月七日吉川經明松田雅樂助等をして黑澤城を攻む、黑澤の兵奮闘し敵將經明の股を射ければ賊軍氣沮む、三隅軍機を見て短兵急に接す、黑澤城主兼春(兼春の二男)の若黨十郎兵衛敏捷にして膂力あり經明に迫りて其額を斬り且つ腕に傷つく、經明の郎等清二郎、三郎二郎等支へて十郎兵衛と戦ひ三郎二郎之に死し經明を免れしむ、十郎兵衛長蛇を逸し悲憤の餘殘敵と戦ひ戦歿す、賊軍士氣沮喪し退却せしかば三隅の兵之を追撃して大勝を獲たり、此戰狀に付ては康永二年八月經明の軍忠狀及び之に對する頼兼の感狀(吉川家什書)に明なれども此に略す。

八月十三日三隅の官軍出て戦ふ、八月廿日都野總合の戦あり、頼兼の郎從新藤三紀藤二等疵を被れる由頼兼の注進狀(貞和五年正月十八日)に見ゆ、十二月廿五日井村城終に敵の有となり吉川經明

之に據る、吉川家什書に、

楯籠井村城可致軍忠之狀如件、

康永二年十月廿五日

左馬助(判)

吉河次郎三郎殿

とあり、然るに那賀郡東部の官軍勢力を回復し福屋城を回復しければ頼兼々見等之に向ひ十一月二十八日都野總合に戦へり、貞和五年正月十八日頼兼の注進狀に、

一同年康永二年十一月廿八日同所合戦都野總合、若黨下村藤九郎右腕郎從新三郎射疵被疵訖矣、

とあるにて其戰狀の一斑を知る可し、

興國五年に至り三隅兼連を主將とする那賀郡西部の官軍又振ふ、頼兼々見等其勢を殺かんとして四月二十七日鳥屋尾城を攻むる爲めに横山に陣し廿九日木東城を攻む、横山は今漁山村にあり、木東城は那賀郡杵束村大字木東に在りて黑澤城と共に三隅高城の外城にして三隅兼春之に據る、數月對陣し某月廿九日合戦あり、兼見左肩に射疵を被り若黨亦傷く、そは、(益田家什書)

石見國御神本益田孫次郎兼見謹申、當年四月爲被攻因徒居所鳥尾城、同月廿七日被取陣於横山之時、數ヶ月警固彼陣、同□月廿七日御發向木東城之日致御供、同廿九日遂種々合戦、自身被疵

左肩被射之若黨佐々木七郎左ヒサ訖、此條松田左近將監所見知也、早給御證判可申恩賞候、以此旨可有御披露候恐惶謹言、

康永三年七月二日

藤原兼見狀

進上 御奉行所

見知了(判)(上野頼兼)

とあるにて知らる、六月二十四日兼連石田に戦ひ敵今田祖覺房を討取る、貞和五年正月十八日上野頼兼の注進狀に、

一同康永三年六月廿四日同國三隅石田合戦一族今田祖覺房令討死訖云々

とあり、石田は三隅高城の北方三隅村字石田の地なり、正平元年六月上野頼兼都野氏と戦ふ、三隅兼連都野氏を援けて廿一日出兵し廿二日合戦あり、敵兵佐木十郎分捕をなす、吉川恒明軍忠狀に、

石見國三隅城凶徒等、去月廿一日打出同國都野郷之間、迄于同廿二日致日夜合戦佐木十郎富部準人佐若黨

令分捕、然早預御證判、爲備後證、恐々言上如件、

貞和二年七月 日

承了(判)(上野頼兼)

とあり、

正平三年三月二十二日頼兼は吉川經明田村盛泰永安二郎太郎君谷實重等と率ゐ三隅を侵しければ四月九日三隅の兵出て藁谷及赤松尾に戦ふ、藁谷は三隅高城麓の峽谷にして賊軍田村盛直、賀井田盛行、同行政、同爲氏等負傷せる趣は、

吉河次郎三郎經明申軍忠事

右去月廿二日屬御手、令發向三隅城、取向陣連々合戦之處、今月九日、凶徒打出赤松尾間、先懸馳向彼所依致強戦、自身左腰被疵畢御見知之上者早預御證判、爲備後訴言上如件、

貞和四年四月日

承了(判)(上野頼兼)(吉川家什書)

屬頼兼于致軍忠輩等事、田村四郎盛泰

一貞和四年四月九日三隅藁谷合戦之時、一族三郎四郎盛直右膝若黨賀井田彦五郎盛行右肩同彦

三郎行政右足同布原次郎三郎爲氏左足等被疵訖云々

貞和五年正月十八日

左馬助頼兼判

進上御奉行所

(萩閩周布家條)

とあるにて戦況を察すべし、次て君谷實祐八月廿四日より二十七日に至る間三隅城大手に戦ひ、二十五日の戦に若黨等負傷せる趣は萩閩出羽家條に、

石見國君谷三郎二郎實祐申軍忠事、右至于自去八月廿四日同廿七日、於三隅城之大手、致日々夜々合戦之刻、同廿五日合戦、若黨馬五郎左殿同若黨清七左殿郎真清源太左殿此等之次第、爲大將軍御目前合戦之上旨、下賜御證判、向後彌爲成軍忠勇、仍恐々言上如件、

和四年九月 日

承了(判)(上野頼兼) (萩閩出羽家條)

とあり、八月廿八日頼兼兵鳥屋尾城を攻む、敵將田村盛泰を初め同盛俊、盛資、布原二郎三郎等負傷せる趣は前掲頼兼の注進狀に、

一同年貞和四年八月廿八日鳥屋尾凶徒退治之時、自身頭打扶持舍弟又四郎盛俊左腕同二郎盛資右手

若黨布原二郎三郎右腰

一從曆應四年以來迄于今、三隅城一切所之間、構領内要害致警固訖、

とあり、此八月廿八日役に付ては君谷實祐の軍忠狀(萩閩出羽家)にも去八月廿八日夜、押寄鳥屋尾城之手、合戦之刻親類津志見彦七實頭切同次實弘右足同夜半駕先城内責入、致……合戦之處富部河隼人祐若黨、村田八郎左衛門尉取頭畢」と申立て、吉河經明も亦「去月廿八日押寄當國鳥屋尾城、先懸攻入城内竭戦功、凶徒對治之時、若黨熊谷七郎經重左腕被庇畢」とあれば其戦況を察すべし、此頃又高木城の戦あり(高木城は那賀郡高城村に在り)て周布兼氏左の感狀を受けたり、(萩閩周布條)

石見國鳥屋尾並高木城合戦事、致軍忠之由、上野左馬助頼兼所注申也、尤以神妙、向後彌可抽忠節之狀如件、

貞和四年十月九日

(判)(足和直義)

周布彌次郎殿

十、直冬下向南朝軍振ふ 足利直冬は尊氏の庶長子にして嫡母赤橋氏に憎まれ叔父直義の養子となりしが尊氏直義不和となるに及び正平四年四月十一日直冬京師を發し備後鞆に下る、此年九月尊氏の與黨直冬を襲撃せしかば直冬遁れて九州に走る、之より先き國司日野邦光は石見の宮方と意見を異にし去つて吉野に歸り復出で、阿蘇に赴き惟澄を促し兵を發して敵を撃しむ、蓋し石見に於

ける宮方意見の衝突は邦光が兵を率ゐて上洛し都を恢復せん事を主張せるに對し、在郷の士は四面敵の中より足を抜く可らざるを唱へ此に端なくも國守と三隅氏とは隙を生ずるに至りしといふ、而して直冬は使を石見の南朝軍に遣はし非幕府熱を煽りしより所在に義兵起りて武家方に反抗せり、十一、澤家と青杉丸屋鼓ヶ崎落城 正平五年四月三隅兵を起す由京師に注進あり、此頃尊氏は吉川經兼が石見の敵徒に應せざりしことを褒めて以て味方を募れり、其感狀左の如し

去月廿七日注進狀令披見畢、石見國凶徒欲令峰起之處、存貞節之條、殊以所令感悅也、向後彌可勲無二之戰功之狀如件、

觀應元年四月二十二日

判(足利尊氏)

吉川次郎三郎殿(吉川家什書)

尊氏等謂ひらく三隅直冬と相通じ事態容易ならずとなし依りて之を鎮壓せんとして六月廿一日高師泰京都を發して石見に向ふ、事宜によりては九州に向はんとし錦旗を用意す、武家方なる安藝の守護武田氏信又石見に入らんとす、七月二日石見の南朝方之を市木御阪に邀ひ撃ち大に武田軍を破る、そは

安藝國大朝本庄一分地頭吉河又次郎實經申軍忠事

(前)同十一日(六月)承市木御阪要害、令相待、石州御敵之刻今月二日石州御敵令發向當國之間、

於彼關所、一族等相共雖致合戰、依爲御敵多勢、被破關所、引退大朝新庄之處、綿貫孫七、伯

母野左衛門尉相共致散々合戰、即日追還御敵畢云々、

觀應元年七月廿七日

藤原實經

進上御奉行所

承了(判)(吉川家什書)

とあり、七月十七日直冬の部下桃井左京亮三隅に至り吉川經兼を招き次で廿九日又井尻四郎太郎を招く之れ師直師泰の黨を撃たんが爲めにして貞和六年七月十七日吉川家文書に見る處あれども此に略す、

正平五年七月廿七日高師泰石見に下着し青杉城を攻む、城は澤顯連の據る所なり、澤又佐波或は佐和とも書す其家系に付ては本篇第三章第六節四項一二及一五二條參看)顯連又顯清とも稱し善四郎と號す、其祖義連が常陸矢谷城より邑智郡下澤庄谷城に移りしより爾來世々此庄を領し以て顯清に及び地方の豪族として青杉城に據れり、元弘三年船上山行在所より召さるゝや三隅一族と馳せ參じたることは已に前に述べたり、佐和系圖にも、

善四郎

正慶二年三月勅により船上山に赴き千種殿に従て上京後正六位上三河守

觀應元年戰死

とあれば顯連は唯船上山行在所に馳せ參じたるのみならず源忠顯の麾下に屬し御還幸の供奉をなし功を以て正六位上三河守に叙せらる、爾後天下再び亂れ南北兩朝分立するに及び勤王諸將と行動を一にせり、然るに楠木、新田、名和、北畠等勤王の諸將前後に戰没し南風競はずなりにけり、偶北朝軍首領の間に内訌を生じ足利直義は南朝に歸順し其子直冬は鎮西に奔りて兵を擧ぐるに至れり、之に於て正平五年二月顯連は三隅、福屋、吉見の諸同志と謀りて義旗を揚ぐ、尊氏之を聞き大に驚き事の大ならざる前に於て退治す可しとて高師泰をして之に向はしむ、師泰六月二十日都を出發し路次の軍勢を集め石見に發向す、顯連之を聞き防禦の策を講じ其の子菊壽をして青杉城を守らしめ、其弟をして丸屋城を固めしめ自らは鼓ヶ崎城を守る、三城の間數町を隔て三壺の如く峙ちて要勝の地を占む、之れ陰徳太平記に所謂木積三高城即ち之れなり、青杉城は東に峙ちて最も高く丸屋城は其西に位し鼓ヶ崎城は南に在て險しく左右に鼓ヶ瀧銅簫瀧の二瀑を擁し古松繁茂して之を點綴し白茅閃き葦蕨滋る、山麓は即ち山陰第一の巨川郷川之れが襟帶となり實に天府の地なり、

かくて七月廿七日暮方に師泰到着し郷河へと打臨みしかば顯連が兵三百餘騎河の南方に控えて此處を渡せと招きたり、師泰の兵二萬餘騎皆河端に打蒞て河を渡さましと見るに深山の雲を分て流出たる河なれば松栢影を浸し青山も如動石岩流を徹て白雲の翻ふるに似たり、案内も知らぬ立河を早りのまゝに渡し惣て水に溺れて亡びなば猛くとも何の益かあらむ、日已に晩に及びぬ夜に入らば水練の者共を數多内れて瀬踏を能々せさせて後明日可渡とて馬を控へたる、處に毛利小太郎(太平記には森小太郎とあり)高橋九郎左衛門三百餘騎にて一陣に進みたり、唯二騎真先に進て渡せば二人が郎等三百餘騎三吉の一族二百餘騎一度に颯と馬を打入弓の本弭末弭取違匹馬に流をせきて敵方の岸へ懸囊たり、顯連の兵暫く支へて戦けるが衆寡敵せずして引退く、敵兵勝に乗じて續て城に懸入らんとす、此時三ノ城より木戸を開て同時に打出て前後左右より取籠て散々に射たり、毛利高橋三吉が兵百餘人痛手を負ひ石弓に打たれ進兼たるを見て、越後守三吉を討すなあれ續けと下知すれば山口七郎左衛門赤旗小旗大旗の一揆千餘騎拔連れて懸る、新手の大勢に攻立られて善四郎が兵皆城中へ引入れば賊兵皆逆茂木の際まで攻寄て搔楯かひくり居たりけるが、城の構嚴しく岸高く切立たれば可打入便もなく可攻落様もなし、唯徒らに塙を隔て搔楯をさかうて矢軍に日をぞ送ける、或時賊軍中三吉一揆の中に日來より手柄を顯したる兵共三四人寄合て評定しけるは城の體を見るに今の如く

責は御方兵糧につまりて不怵共敵の軍に負て落事は有る可らず、其上備中、備後、安藝、周防の間に兵衛佐殿に心を通ずる者多しと聞ゆれば敵の出来らんとする事疑ひなし、前には數十箇所の城一も落さで後には又敵道を塞ぬと聞なば何なる樊噲張良といへども片時も不可怵、いさや事の難儀に成ぬ前に此城を夜討に落して敵に氣失はせ宰相殿に力を付進せんと申ければ、此義尤可然さらば手柄の者共を集よとて六十餘騎の兵の中より世に勝れたる剛の者をゑり出すに、足立五郎左衛門子息又五郎、杉田彈正左衛門尉、後藤左衛門藏人種則、同兵庫允泰則、熊井五郎左衛門尉政成、山口新左衛門尉、城所藤五、林上新三郎、同彌三郎、神田八郎、奴可源五、小原平四郎、織田小次郎、井上源四郎、爪生源左衛門、富田孫四郎、大庭孫三郎、山田又次郎、豊次郎左衛門、那賀彦五郎二十七人をぞすぐりける、是等は皆一騎當千の兵にて心き、夜討に馴たる者共也とは云ながら、千餘人立籠て用心密しき城共を可落とは不見けり、八月廿五日の宵の間にエイヤ聲を出して先立人を待調べさせ筒の火を見せてさかる勢を進ませて、後の深山より匂々忍寄て薄蒔萱篠竹なんと切て鎧のさね頭胃の鉢付の板にひしと差て探竿影草に身を隠し、鼓ヶ崎の切岸の下岩尾の蔭にぞ臥たりける、かも搔たる臥猪朽木のうつほなる荒熊共人影に驚て城の前なる篠原を二三十つれてぞ落たりける、城中の兵共始めは夜討の入よと心得て櫓々に兵共絃音して抛續松塀より外へ投出靜返て見けるが、夜

討には無て後の山より熊の落て通りけるぞ止よ殿原と呼はりければ、我先に射て取らんと弓押張巻着々々三百餘騎の兵共落行熊の跡を追て遙なる麓へ下ければ、城に残る兵纔に五十餘人に成にけり、夜は已に明ぬ、木戸は皆開たりしかば二十七人の者共打物の鞘を廻して打入程に、城將顯連並郎等三人腹巻取て肩に投懸け城戸口に下合て一足も不引戦ける、顯連膝口切られて、犬居に伏せば郎等三人前に立塞ぎ暫し支て討死す、其間に顯連は己が役所に走入火を懸て腹搔切て失せにけり、善源寺殿慶隆居士と諡し上澤熊山に葬る、憑切たる鼓ヶ崎城の落ちしのみならず顯連已に戦没したりければ二城も皆一日ありて落にけり、(太平記本朝通鑑大日本史參取)後鑑觀應元年七月廿七日條に、

高師泰下着石見、攻青杉城、

とあり、同書同年八月廿五日條に、

高師泰拔石見青杉城佐和善四郎自殺、

とあるは則ち之なり、顯連領地僻陬にあり其勢強大ならずと雖も忠勇義膽克く大義名分を重んじたのみならず、其女宮野が後村上天皇に奉仕してありしが顯連消息を送り武士の子たるものは女といへども女々しき振舞ある可らずと嚴誡し、奥に一首の和歌を添えて曰く、

吉野山よしやかひなき身なりともいさぎよく散れ山櫻花

と諭せり、(小野氏文書) 其父子の精忠は、誠に千古の龜鑑なり、されば大正八年大正天皇播磨美作の野に於て特別大演習の壯舉をみそなはずに當り十一月十五日澤顯連に對し正五位を贈らせ給ふ、天恩優渥其榮も大なりと謂つ可きなり、

十二、師秦石見諸城を抜き三隅高城に迫る 澤顯連の戦役は石見東部の官軍をして士氣沮喪せしむ、之に於て師秦軍三隅高城に進攻し沿道の諸城を屠る、福屋氏の三楠城、川上氏の河上城、平田氏の都治城、都野氏の千金城を略し、天野氏の市山城、都濃氏の大渡津城、江津城、神主城、福屋氏の乙明城、井村氏の小石見城を降し、連戦連勝破竹の勢を以て三隅高城に迫る、之より先き正平五年六月廿日尊氏は三隅高城を攻むるに當り吉田嚴覺に命じ糧食を出雲神門郡園湊より搬送せしめ太田新九郎を奉行として配給せしめし趣は三木龜之助藏文書中に「觀應元年之御書翰」と題して、此度三角入道爲誅罰石見國に差下候、諸軍勢爲兵糧米二千俵大豆五百俵自園湊太田新九郎令奉行可差送之旨吉田肥前に申付候間、着船次第陣屋々々に可致配當候、又別紙諸軍勢亂妨放火狼藉等停止書之趣、根來諸大將に令對談、急度可致承知様さびしく可申聞旨候、仍申越候也、

六月二十日

高氏(花押)

三木三郎左衛門殿

とあれば師秦軍兵站線の狀を知る可し、かくて同年八月廿五日師秦三隅高城を攻む、太平記に、其後越後守石見勢を相從へて國中へ打出たるに攻られては落得じと思ひけん石見國中に三十ニヶ所有ける城兵皆聞落し、今は唯三角入道が籠りたる三隅一ぞ残りける、此城山嶮く用心深ければ縦力攻る事こそ叶はず、共援の兵も近國になし、知行の所領も無れば何までかゝらへて城にもたまるべき、只四方の峯々に向城を取て二年三年にて攻落せとて寄出の構密しければ、城中の兵氣たゆみて悪方なくぞ覺ける、

とあり、十月二十五日直冬高師直兄弟追討院宣を申請して之を受く太平記に

何様天氣ならでは、私の本意相達し難しとて先京都へ人を上せ院宣を伺申されければ子細なく聽て宣下せられ、剩望まざるに鎮守府將軍に補せらる、其詞云、

被院宣爾、班鳩宮之誅守屋、朱雀院之戮將門、是豈非捨惡持善之聖猷哉、爰退治囚徒欲息父叔兩將之懣念、叙感甚不少、仍補鎮守府將軍被任左兵衛督畢、早率九國二島并五畿七道之軍勢、上洛可令守護天下者、依院宣執達如件、

觀應元年十月二十五日

權中納言國俊奉

足利左兵衛督殿

とあり、直冬の態度は一見奇異の感なきにあらず、然れども當時勢力ある尊氏兄弟の勢力を利用し驕傲なる師直兄弟を伐つを名として自己の勢力を作ると共に一方南朝に同情を寄せたるものなり、直冬の此心事は同年十一月七日出雲の諏訪部三郎入道に檄したる文書に於ても見るを得可し、則ち、爲奉息兩殿御意所打立也、急速馳參可致忠節之狀如件、

貞和六年十一月七日

直冬判

諏訪部三郎入道殿 (三刀屋文書載)

とあるにて知らる、當時三隅城を圍みつゝある師泰に對しては頂門の一針ならざるを得むや、之に於て尊氏は子義詮を京師に残して警固に當らしめ、執事師直を具し八千餘騎の兵を率ゐ左兵衛督直冬誅伐の爲め中國に向て出發す、然るに諸將多く直冬に歸し加之同月廿三日足利直義歸順せしより正平六年正月形勢一變せしを以て備前より引還して上洛す、直義の兵京師に向ふ、尊氏師泰を召還す、師泰高城を圍む事約百三十日城地峻峻に加ふるに城兵の士氣旺盛にして寸効なく惶遽圍を解て去る、三隅の兵追撃急に所在亦義兵起り、師泰辛ふじて退軍せり、之より石見に於ける南軍の勢又熾なり、太平記に詳しく其狀を記したるも此に略す、

其三 八幡合戦及三隅一族の勤王

一、八幡及洛中の合戦 正平七年四月六日廿五日の二回八幡合戦あり、次で廿六日南軍夜襲を行ひ勝利を得たり、此頃南軍の援兵諸國より集る、就中新田義宗は四月二十七日七千餘騎にて越後より桃井直常は三千餘騎にて西上す、其外吉良石堂も亦來援として出立し南軍の勢大に振ふ、然るに五月十一日八幡の戦に於て南軍敗走す、此役石見宮薨じ給ひ三隅兼知、胡籙局以下多く討死せり、園大曆に、

及晩彼是云八幡官軍堅敗北歟、降人濟々、又主上令没落云、其後頃之云御没落事不實歟

十二日條云

彼是云、去夜子刻八幡陣敗北、主上以下皆以没落了、或云於南都少々欲奉留之輩有之、

十三日條云

今朝聞八幡上下敗北之人々被過南都、或又有稱東條之説、然而南都實事云々、今朝自八幡到來首等今朝梟六條河原云々、此條叶宜否未知或説、景繁卿章與以下懸之、其外執柄師基公二男教忠卿具忠公與朝臣來是等事談之、
とあり、又祇園執行日記十二日條に、

去夜八幡主上御没落北畠中納言(顯能)伯耆守以下三百餘騎被召具之、將軍方軍勢馳向而合戰宮方勢數輩討死云々、主上經奈良路御下向大和三輪城之由有風聞、

とありて南朝軍敗戦の状想ひ見る可し、

正平七年二月尊氏其弟直義を殺せしかば之より直冬全く歸順す、直冬九州より長門に來り周防安藝の間に流寓し終に石見に來る、石見の諸族中宮方は勿論益田吉見さへも之に應じたり、正平九年五月直冬山名時氏と連和して上洛を企て武家方として残れる小笠原左近將監荒川三河三郎が據れる邑智郡温湯城を屠り、山陰諸國の兵を率ゐて十二月丹波路より都に迫る、尊氏義詮等北朝帝を奉じて逃去る、正平十年正月廿二日直冬入京し勝を南朝に奏す、翌月四日尊氏は北朝帝を奉じて近江を發し東坂本に到る、此日神南合戦に於て時氏敗走す、次で洛中諸處に於て合戦あり三月十二日の洛中合戦は兩軍互角の勢にて激戦なりし趣は關大曆に、

今日合戦所々烟花願以充天、率數千軍勢發向、合戦自未始言午、及黒昏、劍矢傷死亡不知數、合戦雌雄決可謂午角歟云々、

とあり、又東寺長者補任に、

三月十二日於京都武家官軍直冬朝臣以下合戦數刻、翌朝官軍没落了、其已後治世如元云々、

とあり、太平記にも此日の合戦を記して「京中合戦は如此數日に及で雄雌日々に替り安否今にありと見へけれども、時の管領仁木左京大夫頼章は一度ども桂川より東へ打越す、唯嵐山より遙に見下し御方の勝に見ゆる時は延上て悦び、負るかと思しき時は色を變じて落支度の外は他事なし」とあれば兩軍の勢相匹敵し激戦の状を察す可し、此日の戦に於て忠臣三隅兼連戦没す、之に於て其墓を郷國領地なる今の那賀郡三隅村正法寺内に建て之を葬る、其墓は同寺本堂の前面に在りて里人傳へて三隅殿様の墓と謂へり、大正十一年山陰鐵道三隅驛開通を機とし兼連公六百年期法會を營むに當り同年九月一日正五位を贈らせ給ふ、

二、石見宮奉護

參議藤原宗親の女親子後醍醐帝の典侍となり中納言典侍と稱し元享三年花園宮滿良親王を生む、三隅兼連の妹長橋局(其武勇を好み殊に弓術に練達せしを以て胡籙局とも稱す)親王の保育に任じたり、滿良親王は延元四年頃四國官軍に迎へられしが彼地にて皇子誕生あり偶南朝軍不利なるを以て御生後間もなく生母小舞典侍長橋局等は花園若宮を郷里に伴ひ奉り兼連の保護によれり、之れ則ち石見宮なり、宮の御駐留の地は三隅高城に連れる西南丘下の地にして現時尙其の地名を王子ヶ迫と稱す、此の迫の東部に約壹畝許りの宮址ありて世に宮床と稱せり、此地は今三隅村井野村西隅村の村界地點を占む、此附近に小刀ヶ岬、小屋谷等の地名を存するは急遽宮邸

を築きし際の記念名なる可し、王子ヶ迫より東南約三十町の丘頂を王休と稱す、石見宮の入國の際休息ありしより起れる地名なり、王休と王子ヶ迫との峡谷を龍ヶ谷と稱す、之れ宮の御通過を記念するより起れる地名にして王休、龍ヶ谷、王子ヶ迫を通じ美濃郡及び黒澤其他附近に通ずる古代道路なれば石見宮は此地方を通過して三隅に入られしものならん、胡籙局の領地は此通路を経て西南方程遠からざる黒澤村の南隣美濃郡二川村大字宇津川字長橋の地に在るを以て又長橋局と稱す、

正平七年二月石見南朝軍石見宮を奉じて穴太の行宮に至り五月十一日京都男山の夜戦に於て親王戦没せられ三隅兼知胡籙局以下多く戦歿せり、祇園執行日記十二日條に、

去夜八幡主上御没落、北畠中納言(顯能)伯耆守以下三百餘騎被召具之、將軍方軍勢馳向而合戦、宮方勢數輩討死云々、主上經奈良路御下向大和三輪城之由有風聞、

とあり、太平記にも、

さらば今夜主上を落し進らせよとて、五月十一日の夜半許に主上をば寮の御馬に乗進らせて、前後に兵打圍み大和路へ向て落させ給へば、數萬の御敵前を横切跡に附て討留進らせんとす、義に依て命を輕んずる官軍共返合ては防ぎ打破ては落し進らするに、劍を被りて腹を切踏止て討死する者三百人に及べり、其中に宮一人討れさせ給へぬ、四條大納言隆資圓明院大納言三條

中納言雅資卿も討れ給ひぬ、

とありて此文中「其中に宮一人討れさせ給ひぬ」とあるは石見宮の討死を指したるものなるは、十三日尊氏が八幡南軍敗退の由を伊豫筑紫に告げたる河村文書に、

八幡凶徒事、一昨日十一日夜悉没落之間、石見宮并四條一位隆資以下數百人或打死或生捕候畢、於所遁御敵等重而所差遣討手也、其境之事相觸同心之輩急誅伐賊徒等可申沙汰之狀如件、

觀應三年五月十三日

(御判)

河野對馬入道殿

とありて此古文書には「石見宮并四條一位隆資以下數百人或打死生捕候畢」と明記しあれば太平記と相参照して以て石見宮御最後の狀を知る可きなり、

三、一族の勤王 三隅兼連を中心とする三隅一族が至誠以て王事に勤勞せし美蹟は兼連の勤王と共に一層の光輝を増すものといふ可し殊に此一族の城は本城なる三隅高城の周圍數里の間に散在したる外城にして三隅城の藩屏なり、よりに其の勤王事蹟を述べんとす、

イ、三隅兼知 兼連の長子なり、延元々々尊氏叛し益田氏之に應ずるや兼知父兼連の命により主將となり益田城を攻む、延元二年長門に出征して武家方の諸城を略す、正平七年五月十一日男山

の役父に先ちて戦歿す、

ロ、三隅兼春 兼連の次子にして本名四郎と稱し弓の名人なるを以て三隅與一と諱名せらる、
黒澤城（那賀郡黒澤村大字黒澤に在りて城跡尙存す）及木東城の主將たり、石見宮を隠し奉り以て
其守護に任せしものは主として兼春と其叔母胡籙局の力多きに居る、勳功多く文武兼備の名將とし
て名望高く、其興國四年八月黒澤城に於て奮戦し賊徒を撃退せしことは已に前に述べたり、兄兼知
父兼連の死後三隅城主の職を行ひたるもの、如し、故に益田系圖にては兼連の相續者とせり、其
居城木東城は今那賀郡杵東村大字杵東字田屋山に在り、田屋山は杵東盆地の西部に位し南北に蟠れ
る延長約三町に亘る獨立丘なり、此丘を東西に横斷して切岸となしたる南方の丘は則ち木東城にし
て、一ノ平二ノ平ありて此處より東南に當り眼下に其所領なる杵東盆地の田圃を望むを得可し、木
東城切岸の北半部丘上山林中に在りて寶篋塔式の古墳一基を存す、之れ兼春の墓にして此墓往年久
しく祀を絶ちしが偶々里人に夢想ありて其祀の絶えたるを譴めらる、爾來今日に至る迄四時祀を絶
たず里人の畏敬する所なり、

ハ、井村兼雄 兼連の三男にして井村を領し井村城を守る、先に兼連の弟兼冬井村に分家せし
に初る、兼冬延慶元年二月十四日没す、次で兼雄之を領し井村城二代となる、兼雄は三隅石見守又

井村石見權守とも稱す、井村城は今那賀郡井野村大字井野字戸屋川に在り、今尙ほ城跡を存し一ノ
平二ノ平三ノ平の平地及び内堀の跡亦歴然たり、此城地附近の地を殿河内と稱し井野川其中を貫流
す殿河内の名は井村城主が住せる地なるを以てなり、

元弘三年五月父兼連の命により六波羅攻圍軍に加はり次で新田義氏の石見に来るや之を援けて小
石見城の樞地を扼して賊徒を防ぎ又井村城屢々敵の銳鋒を受く、其戦跡としては井村城と三隅高城
との間に合戦平と稱する地名あるにて知らる、其他各地に轉戦して功勞多し、其妻三浦氏賢良にし
て其女の教育に盡したる効空しからず、其女は石見國司日野邦光の室となり令名あり、其生める女
阿佐殿が後龜山帝の宮中に入るに及び兼雄の女は四位局と稱し所領を賜ふ、其一は今那賀郡雲城村
大字七條字御局給なる名あるは之なり、其二は御局田と稱す、今那賀郡岡見村に在り、又今の那
賀郡黒澤村の椎の森は局の記念樹にして椎の老木鬱茂せるより呼べる名なる如く思はるゝも實は四
位局を記念するに起れるならん、

第七章 宗 教

第一節 安國寺

安國寺の創建に付ては諸書に詳載せられたると本書も豫定以上に紙数を増加せるとにより此には要點のみを記述せんとす、尊氏兄弟が佛門に歸依し殊に夢窓國師の門に入つて弟子の禮を執りし關係は遂に建武五年(紀元一九九八年)に到り夢窓國師の勸めに依り日本六十六國に於て國毎に利生塔及安國寺を建立せること恰も奈良朝時代に國分寺の創立と状態を一にするものなり、然れども當時南北兩朝對立の時なるを以て南朝の勢力範圍には自ら其創立を見る可きに非らず、從て安國寺の創建は六十六ヶ國全部には及ばずして十一ヶ國丈は其建立明ならず、故に安國寺の創立と否とは南北兩朝の勢力範圍を示すものなり、而して日本安國寺の總本山としては曆應資聖禪寺後の天龍寺を以て之に當てたり、天龍寺は元と後醍醐帝の皇居なりしが尊氏直義は光嚴上皇に奏して寺となし以て後醍醐帝の冥福を祈り夢窓國師を開山となし其資財を天龍寺船に仰ぎて完成の功を終へたるものなり、而して尊氏兄弟の安國寺創立の動機は元弘建武以來天下兵戰の巷と化したるを以て尊氏兄弟は深く其罪業の煩悩を感得し其罪を謝せんとの道心こそ眞に其因を成すものなり、然れども一面に於ては政策的の結果を來すことゝなれり、辻善之助博士は一、北朝の勢力範圍擴張二、領内人心撫安三、軍略上の必要則ち安國寺を根據地として軍隊駐屯に利するに在りと説けるも參照に資す可し、出雲安國寺は康永四年四月九日竹矢郷圓通寺を以て更めて安國寺となしたるものにてそは安國寺

文書に、

出雲國竹矢郷内圓通寺事、爲當國安國寺寄料所可令興隆也、可被存其旨之狀如件、

康永四年四月九日

左兵衛督(花押)(直義)

當寺長老

とあるにて知らる、然れども此圓通寺は早くより足利直義と關係厚かりしと見え同寺が安國寺に定めらるゝより八年前足利直義より、

祈禱事、可被致精誠之狀如件、

建武四年卯月廿七日

(花押)(直義)

圓通寺長老

(安國寺藏)

とありて其祈禱を命じたれば此等の關係は同寺が安國寺に定めらるゝ因をなすものなるを知る、而して同寺の開祖となりしは高叟和尚にして同寺に着色等身の木像を安置す、(附圖第一三六參看)其寺領に關しては本篇第三章第六節三項ホ條に記したれば參看すべし、

次に石見安國寺は正平三年八月二十九日足利直義より那賀郡上府村福園寺を更めて當國安國寺と定め寺領を寄せ同年十二月十日武藏守(高師直)より上野頼兼へ當て施行を命じたるに起因す、其寺

領に關しては本篇第三章第六節三項ホ條を參看あるべし、隱岐の安國寺は海士郡海士村に設けしも早く已に廢滅して何等の史料を傳へず、

第二節 名僧

此期に於て本縣より輩出せる名僧高德尠からず、然れども盡く之を網羅するに難し、よりに今左に其著しきものにつぎ記述せん、

一、記主禪師 教界の偉人良忠は正治元年七月廿九日那賀郡三隅郷向野田に於て生る、十二歳の時出雲鷗淵寺に入り信蓮上人に就きて天台を學ぶ、中比尊觀、源朝によりて真言を學ぶ、又榮西禪師の高弟榮朝に參して禪を學ぶ、又後荷禪師に受戒して律を修め晩に筑紫善導寺靈光に隨て終に淨土宗に入り淨土宗第三世の祖となり然阿上人と號せり、弘安十年七月六日鎌倉にて寂す年八十九、永仁元年七月勅諭して記主禪師の號を賜ふ、石見外記には良忠は道長七世の孫と記し「鎌倉光明寺開山、母侍女」とあり、參照の爲め此に附記す、

二、國濟三光國師 名は覺明字孤峯又月海とも號し奥州會津の出なり、幼にして良範に従て佛門に入り次で延曆寺に登りて具足戒を受け二十六歳法燈國師に參する三年辭して諸方に遊ぶ、應長

元年商船に便して元に入り温州に着き中峯、無見等に參禪し在留十年元應二年歸朝す、能登に瑩山を訪ひ遂に出雲に錫を向け能義郡宇賀莊に留り清井邑牧新左衛門の施を受けぬ、之れ實に元享二年五十二歳にして今の瑞塔山天長雲樹興聖禪寺の創立なり、元弘二年後醍醐帝の島後國分寺の行宮に座すや師は之を訪はれし記念として今布施村に三光國師塔を存す、同三年船上山行在所に召され更に又京師に召され建武二年十月五日左の繪旨を賜ふ、

師者無門孫法燈子振錫大唐、旌道扶桑、朕於四海不穩之時、迎師行在、大得沾法藥、承衣孟戒寶、回鑾京都、再迎入内、聊表酬恩、特賜國濟國師、

建武二年十月五日

後村上帝も亦皇后太子と俱に寶戒を受け三光國師號及び金襴の袈裟を賜ひ雲樹等を勅願寺となし給ふ、晩に和泉の大雄寺に移り正平十六年五月廿四日九十一歳を以て示寂す、(本篇第三章第六節三項ハ條及附圖第一四〇、一四一、一四二、參看)

三、一以禪師 出雲の人にして天資慈仁十一歳にして出雲枕木山に入り落髮し十四歳にして叡山に納戒す、禪學を好み諸徳に參して一寧、双峯等に參し又虎關に南禪寺に參隨す、康永元年夢窓請して阿波彌陀寺に住せしむ、國守細川氏春又安國寺に請す師居ること三年、嘗て曰く福昌の善法

昌の遇、徒衆に少しと雖も法度を闕かず、古へ既に規あり、今豈に然らざらんやと、叢林の規典一日も懈ることなし、後又東福寺に遷り南禪寺に墜る、後年老へたるを以て淡路に回る、應安三年二月廿六日逝く、辭世の偈に曰く、「無生一曲調、滿虛空陽春、白雪碧清風」と壽七十九、

第八章 産 業

第一節 鐵工業

一、鑄物業 出雲に於ける鐵工業に付ては已に第五篇第七章第七節に於て記述せしが平安朝末期六條帝仁安二年正月（記元一八二七年）以來諸國鑄物師は勅役所として扱はれ、諸國庄園市津關河等の勘過料を免除し且つ違亂の煩を停止し海道邊鞭打三尺二寸の間は馬吻料たる特權を與へ、若惡路の爲め馬の荷物落ることあらば地頭政所より負送せよとの特權をなせり、蓋し鑄物師設定は主として禁裏御用なるを以て此の特權を附與せしものなり、之に關する藏人所牒左の如し、

藏人所牒 河内國丹原郡狹山郷内日置庄燈城御作手鑄物師等所

應令早代々御牒并將軍家下文關東任下知等、停止諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人諸社神人以下諸市津關渡山河海泊津料關料市手繰分例物以下煩、就中淀河所々關々大津關所等煩、全鐵器物

賣買業可令勤仕灯爐以下鐵器勅役間事、

使 御藏民部大丞紀元弘

右如斯勅役所被書仰也、諸國鑄物師全賣買業可令御公用勤仕、諸國諸庄園守護地頭預所沙汰人諸社神人以下諸市津關渡山河海泊津料關料市手山手繰分例物以下煩、次國郡境他所鑄物不入東西南北、入相諸商賣不可有違亂妨、兼又海道邊鞭打三尺二寸者可爲馬吻料、若依惡路馬荷物落事在之、爲地頭政所可被負送、猶鑄物師中與自國他國相論者在之、沒收所帶一門可被行死罪、宜承知勿違失、牒到准狀如件、

仁安二年正月 日

出納明法生中原

別當左大臣兼左近衛大將藤原 藏人文章得業生藤原
頭左近衛中將兼右衛門佐藤原 左衛門權少尉菅原
權右中辨平朝臣 左兵衛權少尉藤原

右衛門權左藤原

（本文紙面御請印三所ニ捺ス）

右仁安二年之御牒依懇望新寫圖之者也、

禁裏諸司

寛政二年六月

能登守齊部宿禰□

雲州能儀郡宇波村鑄物師

絡田善左衛門

(細田儀三郎藏)

次で天福元年十一月吉日(紀元一八九三年)藏人所に前牒文と略同文なる牒狀を下せしが此牒には天皇御璽を三所に据えたり、(同上藏)能義郡布部には此細田家の外に鑄物師新石家加藤家の三家あり此内加藤家は嘉永三年二月御綸旨三通御免畑三畝歩と共に鑄物職座壹所を家島家に賣渡せり、布部の鑄物業は室町徳川兩時代に於て大に發達したることは後に述ぶる所ある可し、

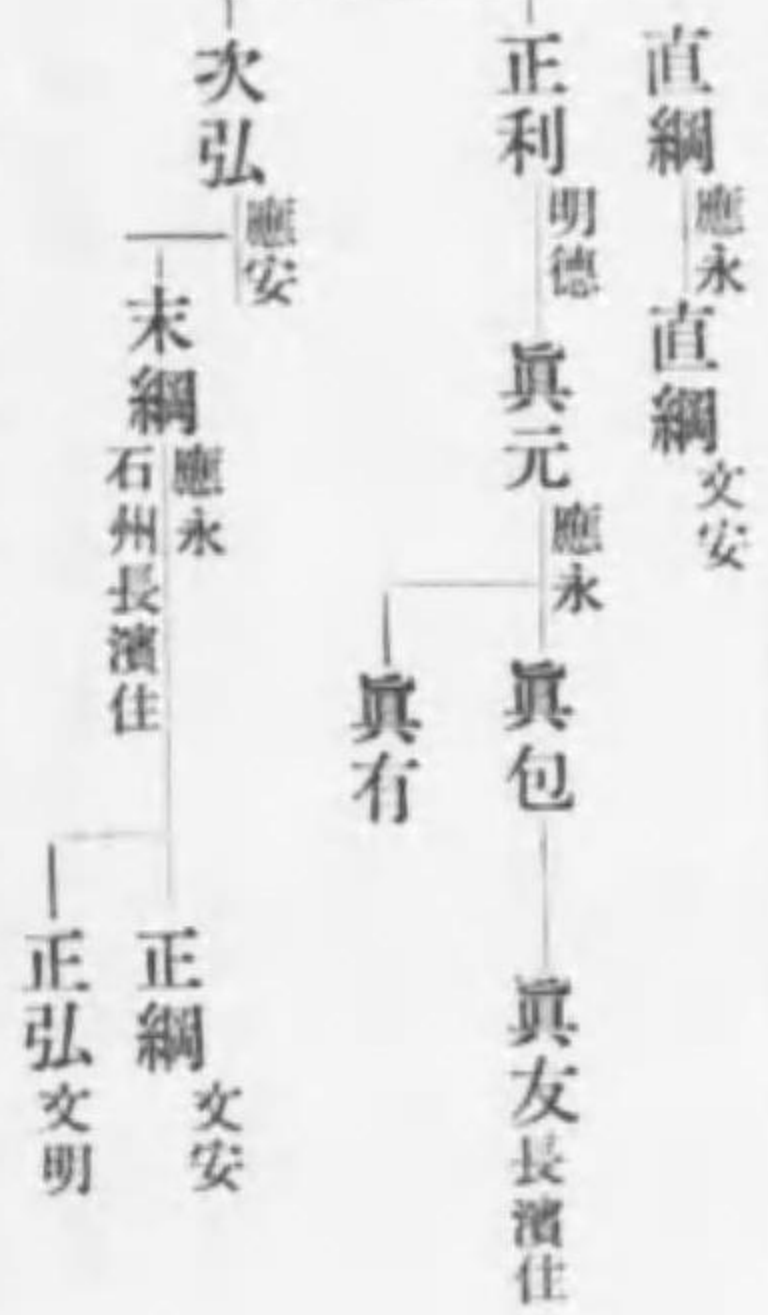
二、刀工 武家の有勢なる時代に於て刀劍は武士の精魂として愛重せられ出雲に於ても有名な鍛工を出せり、後堀河の朝貞應年中に高實(又高貞とも銘せり)四條帝の御代曆仁年中(或は長久とも)に長光あり、次で貞和應安の頃備前系に屬する助則の子則包權兵衛尉出雲に來り鍛刀の術を傳ふ、之れ則ち雲上なり、其子に永則、盛則あり、永則は法名を道永と號し世に出雲道永と稱す、岩坂村駒返りに工場を有するを以て世に駒返り道永と通稱し今尙ほ鍛工の址を存し鐵滓等多く出づ

至徳年中に屬す、盛則は左近將監と稱す、道永の子に(雲上の門人とも)吉則あり、應永年中の人にして生國備前なりといふ、其子に清則あり嘉吉年中に屬し、其子則清あり應仁頃の人なりとふ、盛則の子景則(應永頃)其子正則(文安或は應永頃といふ)則綱(應永、永享、文安頃)重則(嘉慶頃或は雲上門人といふ)あり、重則の子則貞(應永頃)其子直貞(文安頃或は清則の子ともいひ同名三代ありといへり)其子忠貞(應仁頃)其子守貞(明應頃同名三代ありといへり)あり、名工にして忠貞守貞は仁多郡阿位郷(阿井村)に住せしと見え「雲州仁田郡住忠貞文明□年」雲州安部住忠貞文祿二年「三澤内安倍守貞永正二年」など、銘するものあり、安倍は阿位の誤ならん、其他吉利、安貞、秀貞、重光、包光、秀則、氏重、光則、景綱等あれども其事蹟系統詳ならず、

石見國に於ける刀工は花園天皇應長中邑智郡出羽住左衛門尉盛綱あり、其子直綱は相模國正宗の門に出づ、其作品は刀劍家の評に、「鍛板目に大龜文花々敷銚子もみたれ歸りも亂て長し、銚荒人多し、左文字志津等には替りて花やかにて實は及ばざる所有、貞綱末の直綱、正利、末綱、兼綱等一門廣し、末々の作は次第に劣りて初代直綱に及ばざる事遠し」と評せるは適評なり、此鍛冶の系統を示せば左の如し



以上の外系統不明なる末貞（永徳銘石州住とあり）祐末（應永）豊弘（應永石州長瀬豊弘と銘せ



り正國（享徳石州住の銘あり）正則、弘次、吉貞、道憲、林喜（天文石州長濱住）長濱（在銘）清貞（文安長濱住）宮行（長祿高津住）憎重（文明石見國長濱住）貞元（文龜長濱住又石州住とも）吉末（永享長濱住）兼長（永正長濱住）兼貞（大永石見國長濱住）清繼（天文長濱住）助吉（天文長濱住）吉重（石州住と銘す）宗吉（天文雲州同人長濱住）清延（石州住と銘す）堪貞（天正長濱住）宗繼（天文長濱住）末久（天文石州住）元貞（天正長濱住）直米（天文長濱住）實弘（天文弘治石州長濱住）貞國（大永中石州住人）貞羅（大永享祿）正喜（天文弘治石州長濱住）直助（大永享祿石州）直有（天文石州住）則光（文龜永正石見住）光眞（永祿元龜石見國住）正利（石州同人雲州住）清盛（道永一門）直貞（文安）宗吉（永正）兼永（天文）冬廣（永祿森山住永正伯州雲州）浪貞、勝貞、國純、金重（文祿）兼義（寛正石見住）等は其著しきものなり、今便宜の爲め南北朝以後の工人も此に附記す、

第二節 牧馬

鎌倉期に及び意宇郡忌部庄度生院は大原郡界に荒野森林を拓き戦事用駿馬を養成す、後世此地方に馬神、垣成、牧山、牧原、捨木等牧馬に縁故ある地名を存するは之れが爲めなり、建久元年十一

月源賴期上洛し進獻をなせし趣を吾妻鏡に、

進上

砂金八百兩

鷲羽二櫃

御馬百匹

右進上如件、

建久元年十一月十三日

源賴朝

とありて駿馬中につき鼻白足白二匹法皇の御意に叶ひしが此二匹こそ實に出雲湯庄度生院牧場産なりしといふ、爾來賴朝の命により度生院牧場を擴張し淀、熊野、玉造、川上、の牧場を開き伯耆大山より座王山地兩權現を勸請して牛馬の守護神となす、大原意宇郡界に肥牧、華牧、粗作牧、高芝場、芝野、牧廻等の地名を存するは之が爲なり、建長四年三月出雲守護佐々木泰清當國を巡視して湯庄牧場を視察し益獎勵をなせしより此地方に於ける産馬は世に著しくなるに至れり、(忌部總社神宮寺縁起參取)蓋戰國時代軍馬必要の趨勢によるものなり、

(附記 本書編者曰く當初本冊には鹽冶高貞の事蹟出雲國造家系譜及び家風、大森銀山開鑛

等の記述をなす豫定なりしも此等を省略するも尙ほ豫定紙數より百餘頁を増加せり、不得已高貞事蹟を除き以外の記事は第七卷に述ぶるの外なし、よりに此に省略す)

島根縣史第六卷 終

島根縣學務部島根縣史編纂掛編纂

島根縣史

附圖

守護地頭時代

Handwritten text in Japanese, likely a calligraphic inscription or a list of items, written in a cursive style.



〔寶國〕竹筒 柿柿 草螺 草秋るせ進調際の宮遷年二治寶社大雲出社大幣官



八東郡玉湯村大字新造彌堂佐々木伊豫守墓及墓碑



八束郡玉湯大字玉造ノ山城

〔第十七百〕



西郷町附近地圖



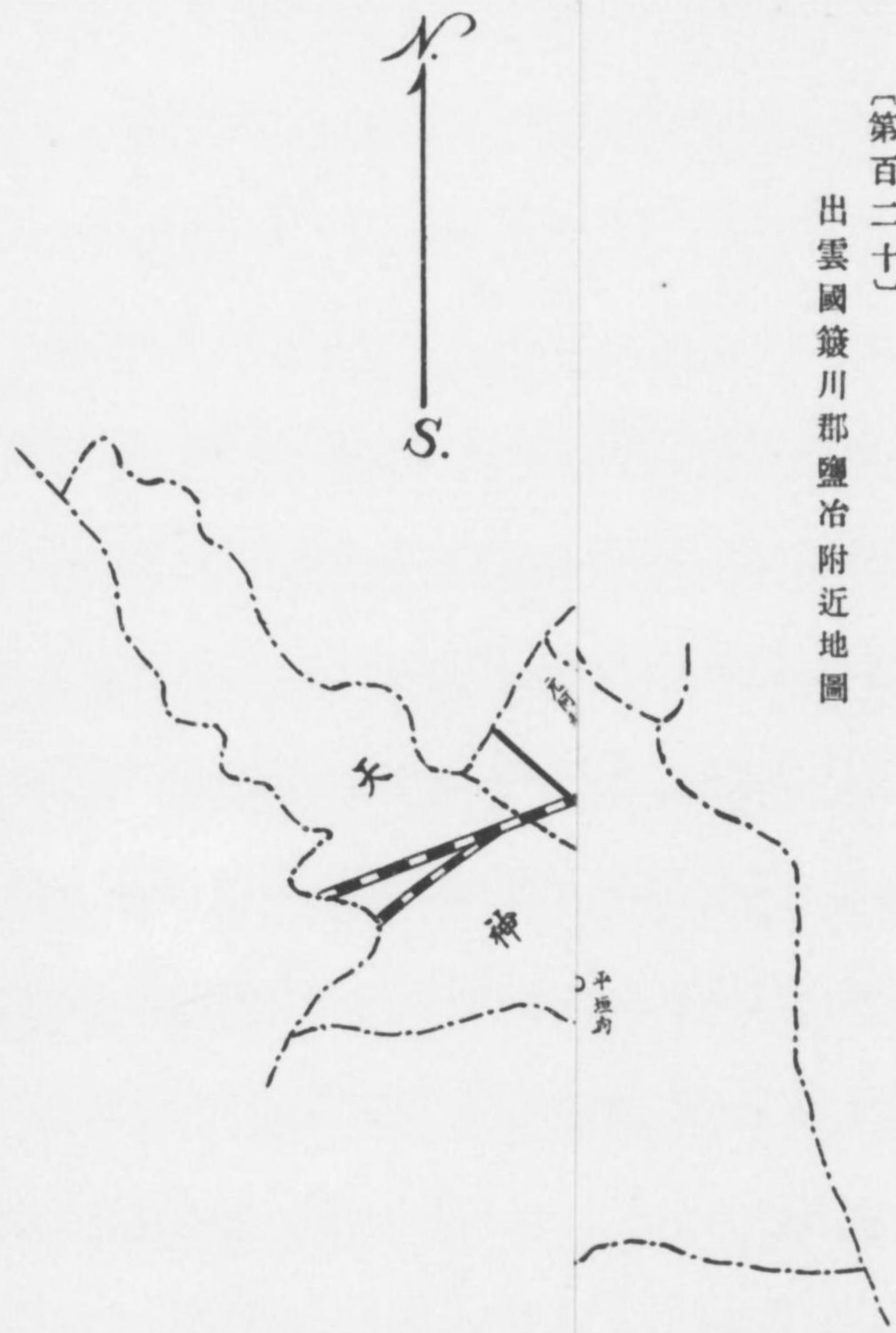
山城田宮村郷東郡吉周國岐隱

〔第一百十九〕

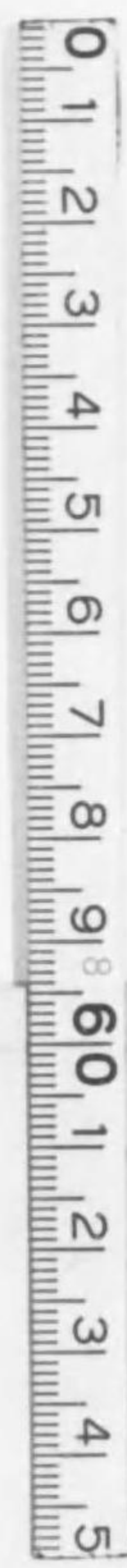


〔第二百十〕

出雲國簸川郡鹽冶附近地圖

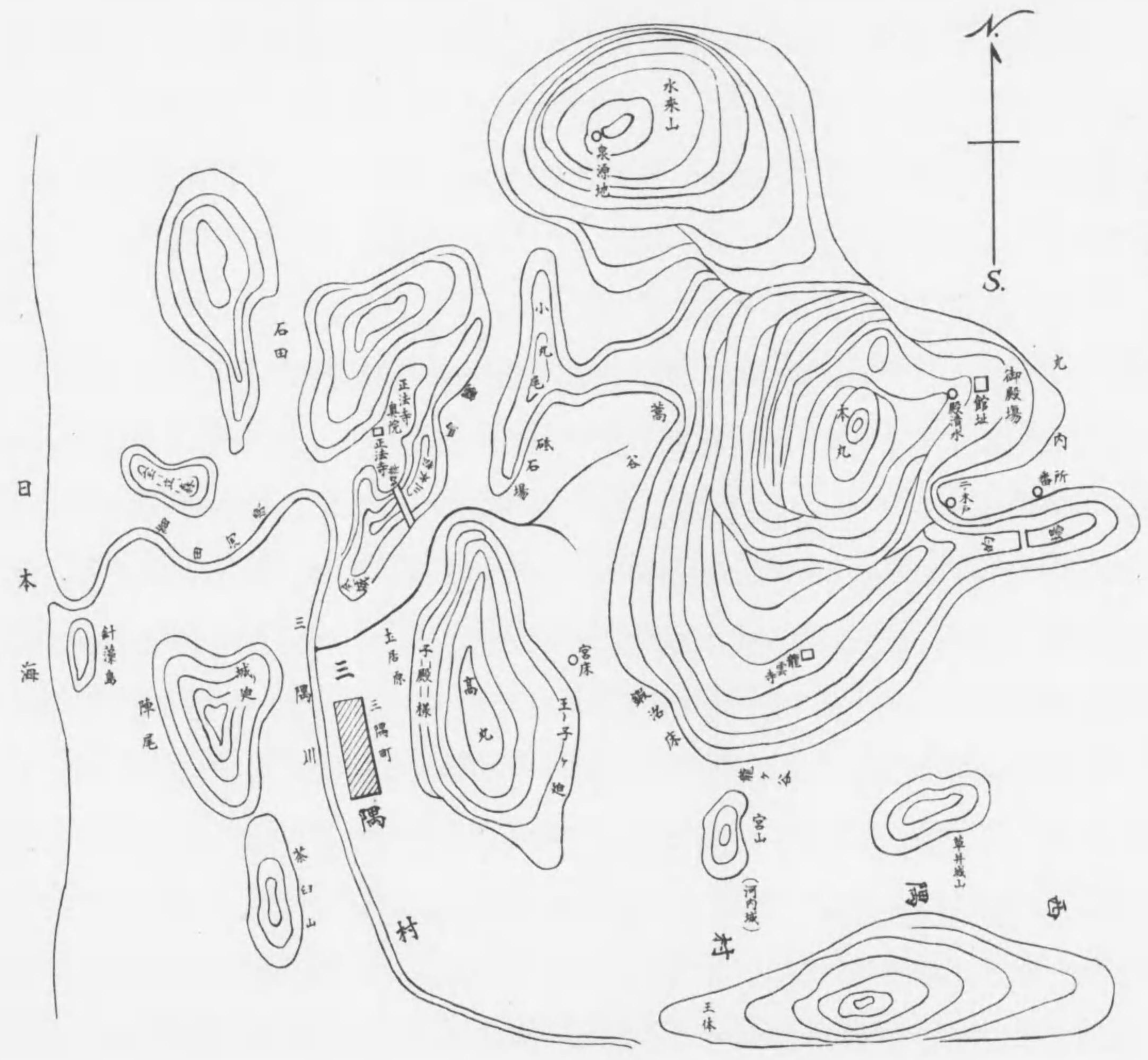


〔一十二百第〕
 圖略蹟史村部忌郡東八

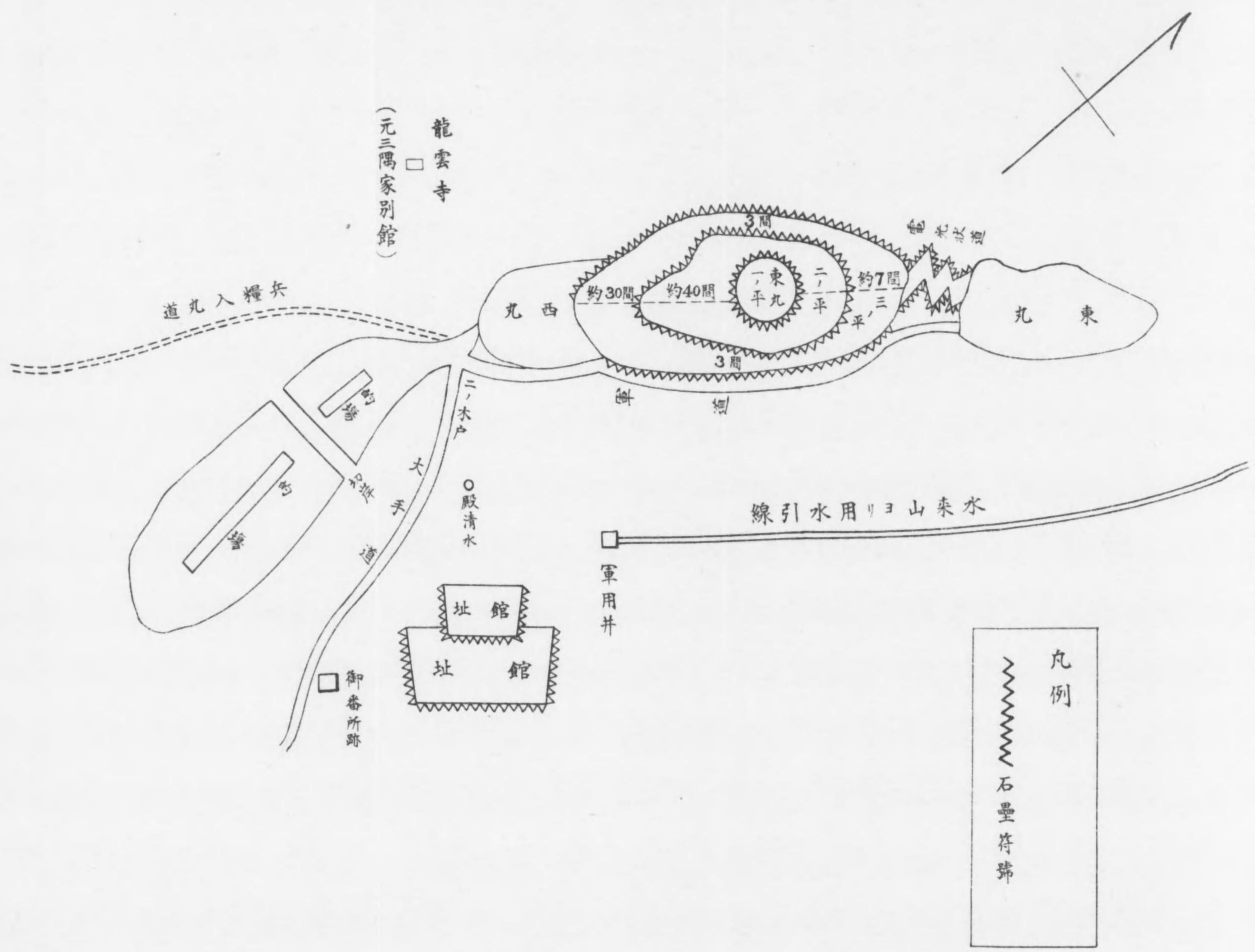


〔第二百二十二〕 三隅高城本丸ヨリ其四隣見取圖

井野村

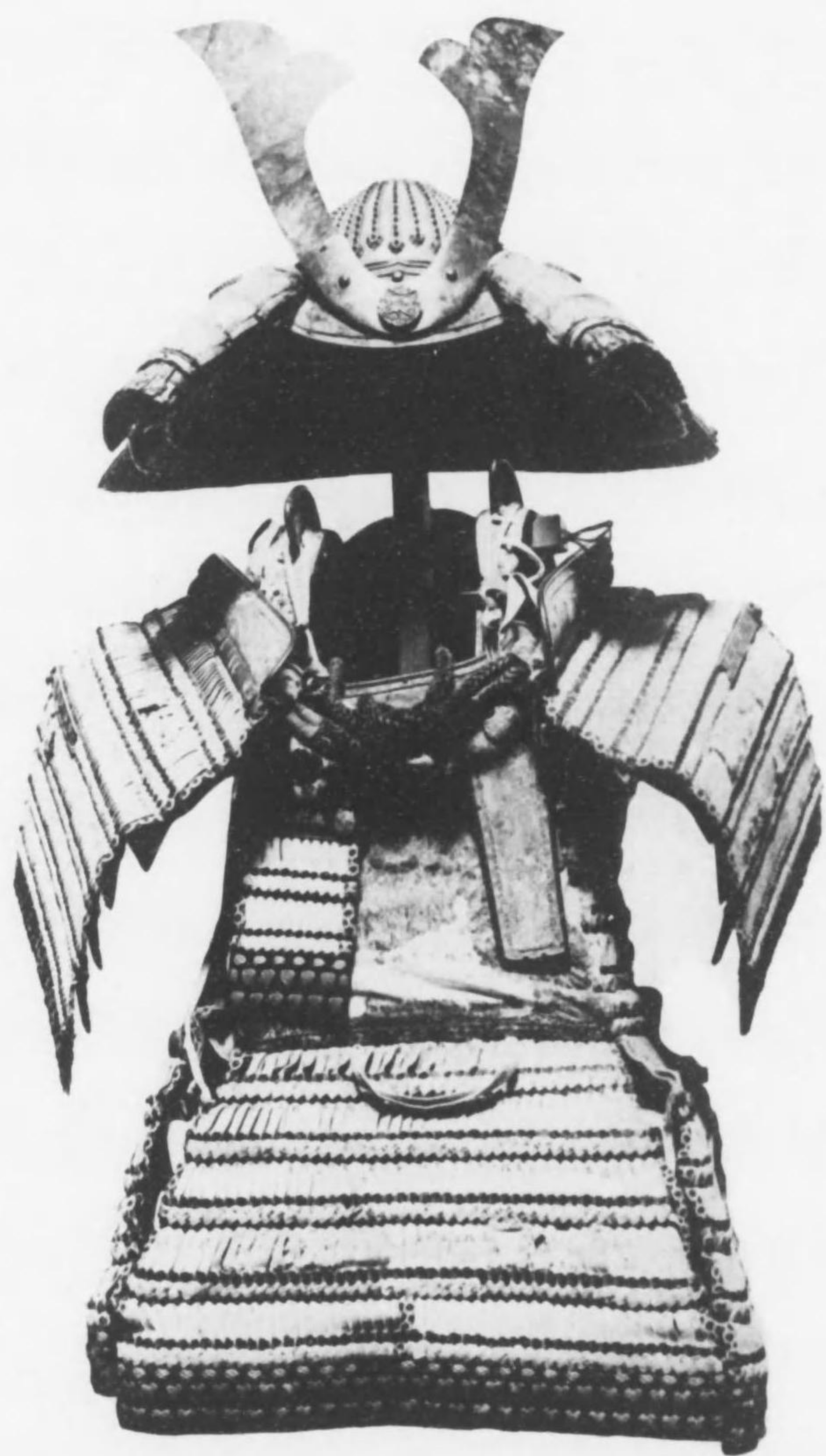


〔第二百二十三〕 三隅高城本丸東丸西丸及館址附近平面圖



被 編 旨 傳
 右以子道之再興者善
 神明之加復也殊作志
 社之軍助故救四海之
 太平何遲遲自為夫
 復也聖業并義兵所
 被合征伐建速將管
 軍滅勝之利可收
 朝廷靜謐之化有凝
 精誠可祈也 初
 朕太感勸奮可
 依清之依
 天氣狀如牛
 元聖年百古君年格
 行祭社神主節

皇綸與再道玉皇天翻觀後日四十月三年三弘元藏社大雲出社大幣官



（寶國）胃甲朝頼源藏社神崎御日社小幣國



國幣小社日御崎神社和長年腹卷(寶國)

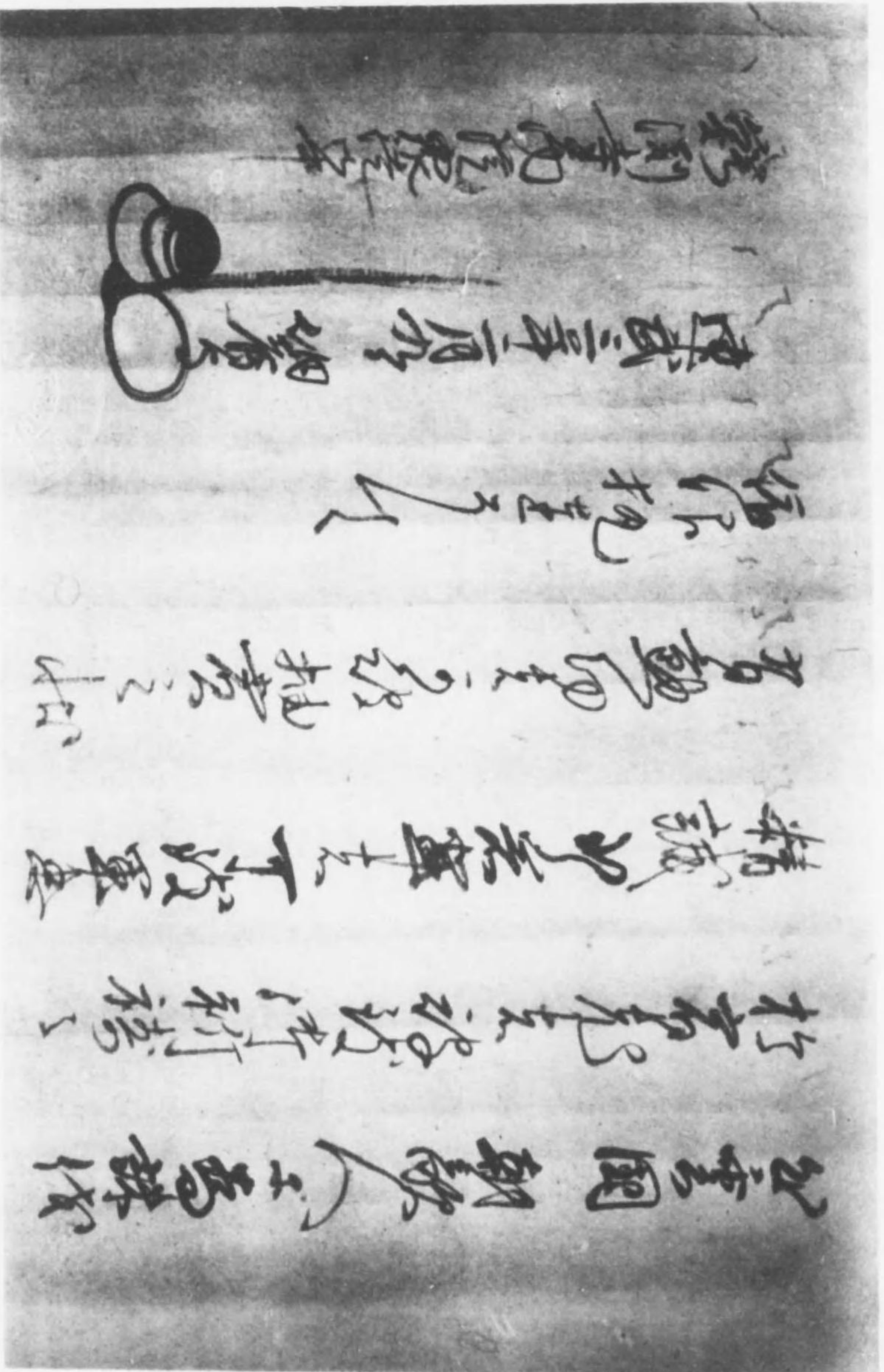
〔第二百二十七〕



〔實國像銅金音觀寺淵鰐郡川簸〕

敬白
 茲願常
 有心中
 念成究竟
 當造塔
 可致頭
 狀如件
 元弘二年八月廿日

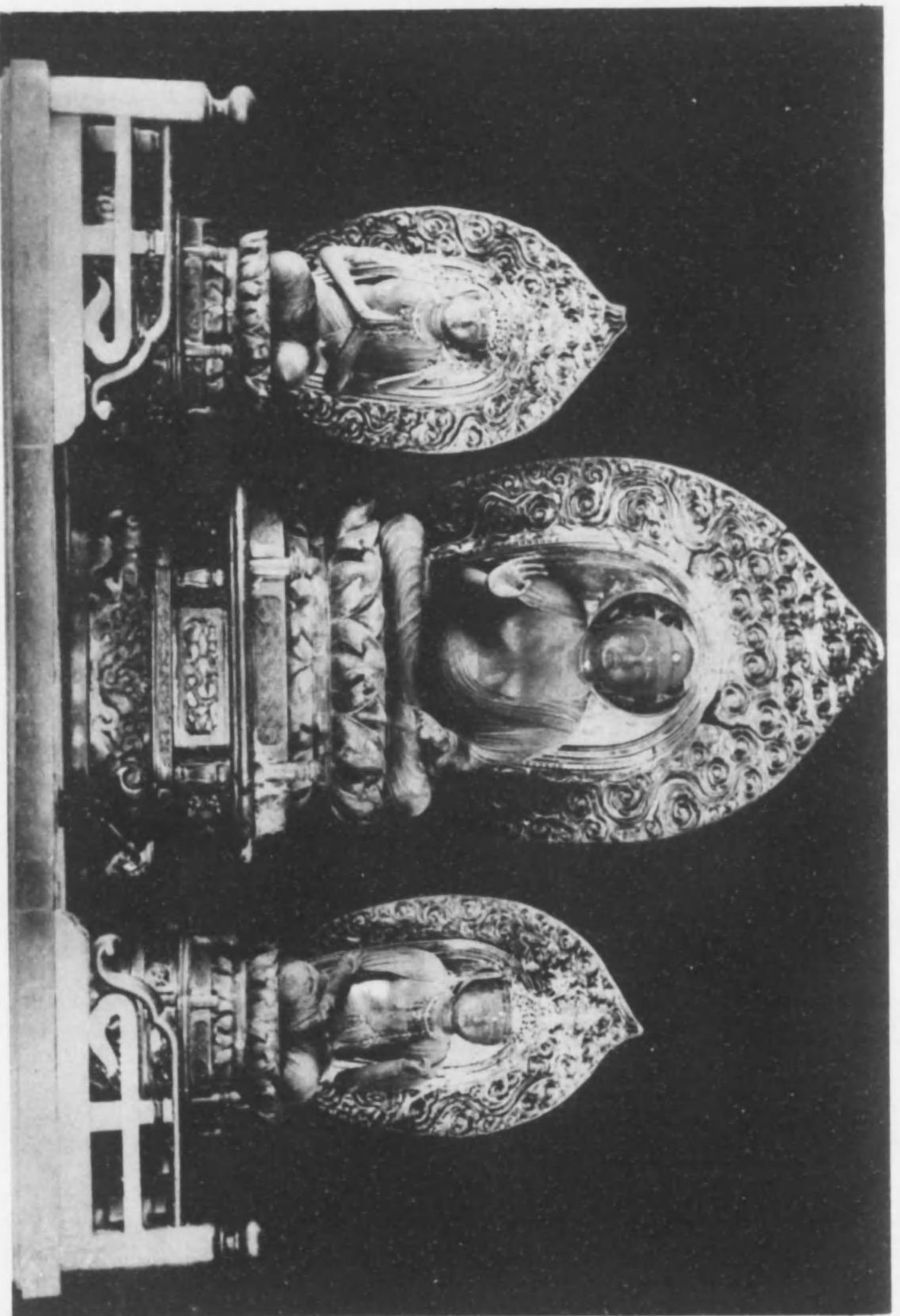
〔寶國〕文願筆宸御皇天嗣醍後寺潤鰐郡川篋



〔寶國〕狀(役)軍(年)長(和)名(寺)淵(歸)郡(川)巖



（寶國）音觀面一十造木置安堂本根寺水清郡義能



能義郡清水寺念佛堂安置阿彌陀佛兩脇士(寶國)



（寶國）來如師藥造木尊本堂師藥寺藏華村庄本郡東八

【第三百三十五】



（實國）來如師藥造木寺谷佛村關保美郡東八



八東郡出雲安國寺開祖高叟和尚木像

〔第三百三十七〕

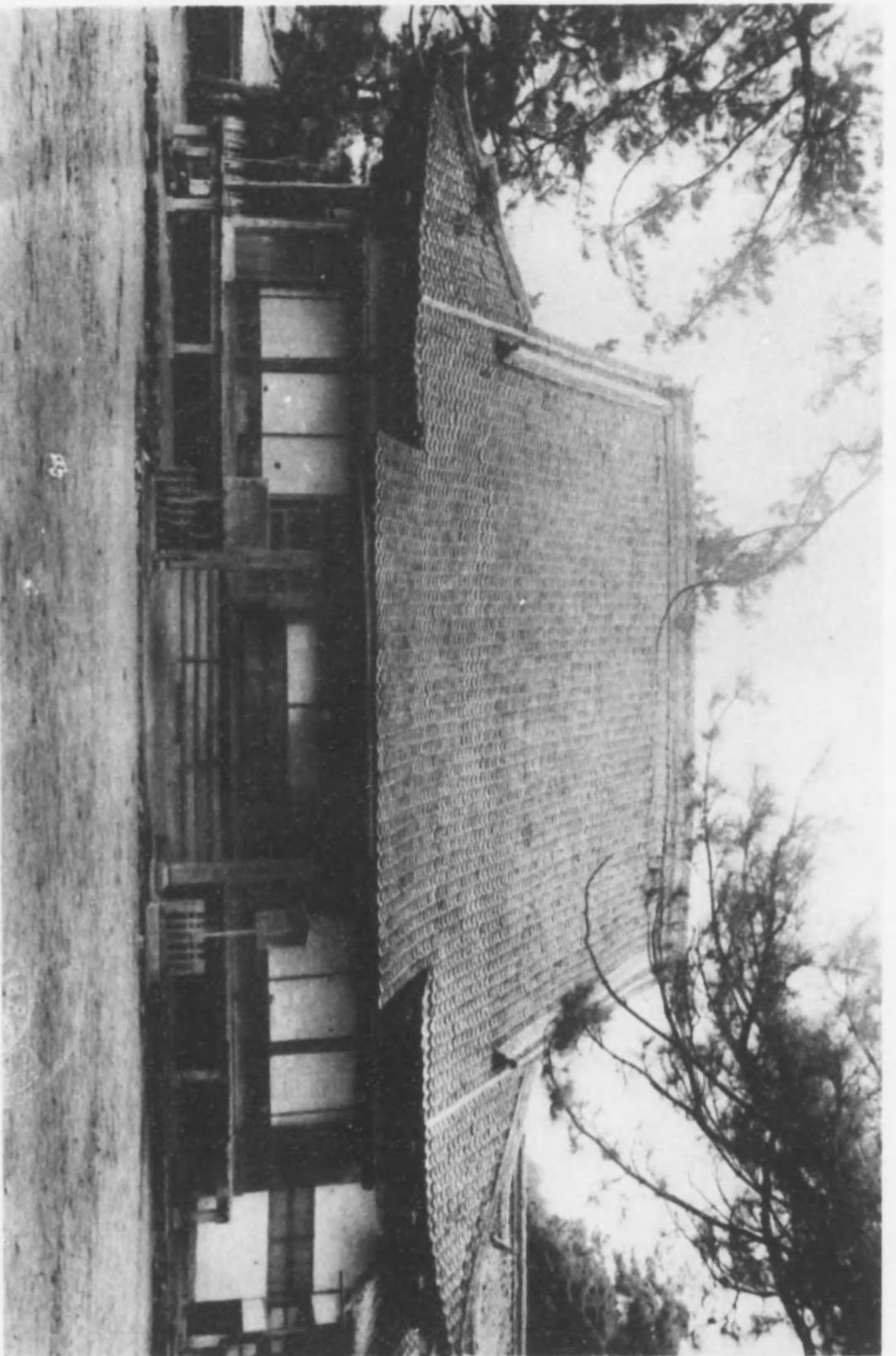


〔實國〕來如師藥造木尊本寺福萬村巢鳶郡川簸

〔第三百三十八〕



〔寶國〕天國持造木寺福萬村集鶯郡川簀



美濃郡田代町萬福寺(本堂)建築遺物



能義郡宇賀莊雲樹寺光國師肖像(寶國)

我宗去聖更五思儼
 然猶引不空單傳將
 看涉干機穢之花忍
 心致下一切塔不吐星
 塵別見所現或足劍
 耶之塵世不可廣蓋不
 可所亦甚美。
 正年章來仲弟白
 位大雄度宗其章
 勞明書

能義郡宇賀莊雲樹寺三光師法語真筆幅



能義郡宇賀莊村雲樹寺元弘二年銘銅製古經筒

昭和二年六月廿五日印刷
昭和二年六月三十日出版

著 作 者

島根縣學務部島根縣史編纂掛

發 行 者

島 根 縣

印 刷 者

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
鷺 見 九 市

印 刷 所

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
株 式 會 社 秀 英 舍

終

